

参政権の制約と司法審査基準・合憲性判断テスト

——議員定数不均衡問題の解決に向けて(1)——

君塚 正臣

はじめに

議員定数不均衡問題が「古くても典型的な『憲法裁判』」¹⁾ となって、かなりの時間が経過している²⁾。それは元々、疎開が解け、高度経済成長期における農村部から大都市部への人口移動がありながら、その是正を怠ったことから生じた問題であった。しかし、議員や政党の利害が絡み、十分な解決がなされずに今日に至っている。国会が自律的に解決できない分、憲法訴訟として、どのような訴訟でどのような救済がなされるべきかも、重要な論点になった。

だが、この問題の起点はやはり、どの程度の較差をもって違憲と言うべきかにある³⁾。「一票の価値」の平等の問題は、日本国憲法の解釈としてもこの問題の根本であり、1647年のイギリス・レヴェラーズ作成の憲法草案⁴⁾ 以来の歴史的経緯を踏まえて、やはりじっくり論じるべきテーマなのである⁵⁾。本稿では、裁判所が民主主義的正統性を持たない機関であるが故に、この問題に慎重であらねばならない一方、民主的プロセスの歪みであり、民主主義社会の根幹である人権の侵害については積極的な判断をすべき⁶⁾ ことは視野に入れつつも、選挙訴訟の利用、事情判決の法理及び公職選挙法別表の一体性の問題、将来効判決、宣言判決などのいわゆる憲法訴訟的、救済法的論点は一先ずさて

措くこととして、定数不均衡の問題そのものを重点的かつ端的に取り上げ、一見古い問題に新たな解を示すことを狙いとしたい。

1 原則論としての衆議院議員選挙について

憲法上、この問題の最大関心は国政選挙であろうし、その「特殊性」がときに論じられる参議院よりは、衆議院が第一院としてこの議論の基本型を構成することとなろう。その判例、学説から順に検討する。

(1) 判例の変遷

衆議院議員選挙⁷⁾では、男子普通選挙法が制定された 1925 年以降、戦後最初にして帝国議会最後の総選挙が大選挙区制で実施されたのを除き、1993 年までいわゆる中選挙区単記投票制を採用していた。それは、通常の大選挙区制は護憲三派全般にとっては有利とは言えないが、1919 年の政友会原敬内閣が採用した小選挙区制が党利党略的だとして批判が強かったことが動機のようなのである⁸⁾。そして、戦前は有力政党が農村に基盤を置いていたため、枢密院が都市部の定員増に好意的であり、制限選挙下でも府県ベースでは人口 13 万人に 1 議席、普通選挙導入時も人口 12 万人に 1 議席という基準が守られ⁹⁾、較差 2 倍を超える定数不均衡問題は生じなかった¹⁰⁾。それでも、1934 年の帝国議会審議を見ると、東京、大阪、愛知などの若干の不利益を是正すべきとの質問がなされていたのである¹¹⁾。

終戦直後、日本国憲法下の最初の総選挙について、1946 年 4 月の人口調査に基づいて、人口 15 万人に議員 1 人の割合で各選挙区に定数を按分したときの最大較差は 1.51 倍であり、特に定数不均衡問題はなかった¹²⁾。このような問題が最初に発見されたのは 1955 年の国勢調査であるとされる。東京都の人口は 418 万人から 803 万人に急増し、かたや鳥取県の人口は 58 万人から 61 万人に増えたに過ぎなかったような状況があり、東京 1 区の議員 1 人あたりの人

口は36万人であったにも拘らず、栃木2区は12.5万人という較差が生じ始めていたのである¹³⁾。1956年、鳩山一郎内閣は、小選挙区制の導入を提唱したが抵抗が強く、併せて定数不均衡是正の改善の機会も先送りされた¹⁴⁾。1960年の国勢調査では、東京6区や大阪1区では議員1人あたりの人口が40万人台となっているのに、兵庫5区では12万人台である¹⁵⁾など、都市と農村の較差が明らかになっていった。しかし、農村を基盤とする自由民主党は、農村部の過剰代表状態を放置した¹⁶⁾。中選挙区制の下では派閥の存在感も大きく¹⁷⁾、小派閥の保護も政治的に必要だった。不均衡は、得票率50%未満の政党が議席率50%以上となる状況の主たる原因だと見られた¹⁸⁾。しかも、第二党の日本社会党も農村部依存を強めていったため、是正は偏に両「党の自制力にかか」る¹⁹⁾と評されるまでに至った。高度経済成長が進むと、人口の農村部から大都市部への移動が促進され、ますます大きな較差が生じた。1960年総選挙に対して、報道機関による甚だしい選挙干渉の選挙無効を争うと共に、公職選挙法204条に基づく選挙無効訴訟が提起されたが、1962年、東京高裁は、「人口の異動があつたにかかわらず、現行法別表1につきなんら変更の措置がとられなかつたからといつて、一選挙区の当選人を零とするように、個々の選挙人の権利をうばつて了うのであれば格別、一般にはただちにそれを以つて憲法第14条にいう国民平等の原則に反し、違憲であるとするのは失当である」などとして、司法救済の途をほぼ認めなかつたのである²⁰⁾。

議員定数の是正は公職選挙法の別表の改正を必要とするため、国会が尽力すべきものであるが、議席に直結する問題であり、政党間の意見対立も激しい。例えば、1961年3月発足の第1次選挙制度審議会でも再配分案が3つ示されたものの、与野党とも定数減の選挙区を含む案は呑みず、答申に盛り込まれずに終わった²¹⁾。1964年、第2次選挙制度審議会の提言を受けて、戦後初めて、漸く19議席増の是正がなされたが、最も過剰代表であった兵庫5区の1議席減はできなかつた²²⁾。隣接の選挙区との合併等は、そのまま同選挙区選出現職議員の政治生命に関わり、猛反対が起きるのである²³⁾。公職選挙法にいう「更

正するのを例とする」は、総定数を据え置き、人口の増減により各選挙区の定数を増減するのが本来の趣旨であるとされた²⁴⁾が、減員は抵抗が大きかった。この結果、人口において東京 7 区と兵庫 5 区の較差は約 3.2 倍となった²⁵⁾。

この間、同様の問題に対するアメリカの連邦最高裁による、投票価値の平等への厳しい姿勢²⁶⁾を示した判決が紹介され始めたことも、是正に向けての圧力となった。アメリカ連邦最高裁は、議員定数不均衡に厳しい姿勢を見せ始めていた²⁷⁾。まず、1962 年の Bakker v. Carr 判決²⁸⁾で、議員定数不均衡問題を政治問題 (political question) としてきた姿勢を改め、司法判断適合性を認めた。そして、当時は司法修習生であった越山康が、この判決の記事を手渡されたのをヒントに、同年の参議院議員通常選挙に対する訴訟を皮切りに、弁護士として議員定数不均衡問題をライフワークとしていく²⁹⁾。アメリカ連邦最高裁は、1964 年に、Wesberry v. Sanders 判決³⁰⁾で、連邦議会の下院議員選挙における可能な限りの投票結果への影響力の平等を導き、そこでは厳格な絶対的平等を要求したのである³¹⁾。同年の Reynolds v. Sims 判決³²⁾では、選挙における人口比例の原則が示され、アラバマ州議会議員の選挙区割り が平等保護違反とされた³³⁾。アメリカでは、選挙区割基準として、伝統的に、緊密性 (なるべく円形に近いこと。compactness)、連続性 (飛び地などが無いこと。contiguity)、政治的境界線 (郡や市などの行政上の境界。political boundaries) の尊重、山脈や川などの重要な地理的標識 (geographic boundaries) の尊重が重要であるとされていたし、党派性 (区割りが特定政党に有利に働かないこと。partisanship) の考慮、マイノリティ (人種などの少数派の代表選出を促進すること。minority) の考慮も次第に主張されるようになっていった³⁴⁾。そして、1960 年代以降、「一人一票 (one person, one vote)」という言い方が一票の価値の平等という意味の主張として定着し始めたのである³⁵⁾。これは、「成文化されていようといまいと、どこの国でも自明のこと」の筈であったが、日本ではなかなかそうならなかった³⁶⁾。

こういった流れもあってか、1972 年の総選挙の最大 4.99 倍の定数不均衡について、日本婦人有権者同盟と理想選挙推進市民の会を中心とする原告³⁷⁾の

訴えに対し、1976年、最高裁は初めて憲法違反とする判決を下した³⁸⁾。最大較差ばかりではなく、「首都圏の外周区にもすごい定員オーバーの区がとりまいて」³⁹⁾おり、議席は明らかに偏在していたのである。最高裁多数意見は、まず、「選挙権についても、種々の制限や差別が存しており、それが多年にわたる民主政治の発展の過程において次第に撤廃され、今日における平等化の実現をみるに至った」のだが、そ「の歴史的発展を通じて一貫して追求されてきたものは、」「およそ選挙における投票という国民の国政参加の最も基本的な場面においては、国民は原則として完全に同等視されるべく、各自の身体的、精神的又は社会的条件に基づく属性の相違はすべて捨象されるべきであるとする理念であり、「平等原理の徹底した適用としての選挙権の平等は、単に選挙人資格に対する制限の撤廃による選挙権の拡大を要求するにとどまらず、更に進んで、選挙権の内容の平等、換言すれば、各選挙人の投票の価値、すなわち各投票が選挙の結果に及ぼす影響力においても平等であることを要求せざるをえない」のであり、「憲法14条1項に定める法の下での平等は、選挙権に関しては、国民はすべて政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するものであり、右15条1項等の各規定の文言上は単に選挙人資格における差別の禁止が定められているにすぎないけれども、単にそれだけにとどまらず、選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値の平等もまた、憲法の要求するところであると解するのが、相当である」などと原則論を高らかに謳った。続けて、「投票価値の平等は、各投票が選挙の結果に及ぼす影響力が数字的に完全に同一であることまでも要求するものと考えすることはできない。ただし、投票価値は、選挙制度の仕組みと密接に関連し、その仕組みのいかんにより、結果的に右のような投票の影響力に何程かの差異を生ずることがあるのを免れない」が、「投票価値の平等は、さきに例示した選挙制度のように明らかにこれに反するもの、その他憲法上正当な理由となりえないことが明らかな人種、信条、性別等による差別を除いては、原則として、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないしは理由との関連において調和的に実現されるべ

きものと解されなければならない」と、重ねて述べた。

その上で、「衆議院議員の選挙について、右のように全国を多数の選挙区に分け、各選挙区に議員定数を配分して選挙を行わせる制度をとる場合において、具体的に、どのように選挙区を区分し、そのそれぞれに幾人の議員を配分するかを決定するについては、各選挙区の選挙人数又は人口数（厳密には選挙人数を基準とすべきものと考えられるけれども、選挙人数と人口数とはおおむね比例するとみてよいから、人口数を基準とすることも許されるというべきである。それ故、以下においては、専ら人口数を基準として論ずることとする。）と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきことは当然であり、その上で、「都道府県」、「従来の選挙の実績や、選挙区としてのまとまり具合、市町村その他の行政区画、面積の大小、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况等諸般の要素を考慮し、配分されるべき議員数との関連を勘案しつつ、具体的な決定がされる」ものである。その合憲性の判断は、「国会の具体的に決定したところがその裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによつて決するほかはな」いが、「このような見地に立つて考えても、具体的に決定された選挙区割と議員定数の配分の下における選挙人の投票価値の不平等が、国会において通常考慮しうる諸般の要素をしんじやくしてもなお、一般的に合理性を有するものとはとうてい考えられない程度に達しているときは、もはや国会の合理的裁量の限界を超えているものと推定されるべきものであり、このような不平等を正当化すべき特段の理由が示されない限り、憲法違反と判断するほかはないというべきである」としたのである。

本選挙の根拠となった「昭和 39 年」法「改正は、従来の衆議院議員の選挙における選挙区の人口数と議員定数との間に一部著しい不均衡が生じていたのを是正するために、新たに議員総数をふやし、これを適宜配分して選挙区別議員 1 人あたりの人口数の開きをほぼ 2 倍以下にとどめることを目的としたもの」であるが、「各選挙区の議員 1 人あたりの選挙人数と全国平均のそれとの偏差は、下限において 47.30 パーセント、上限において 162.87 パーセントとな

り、その開きは、約5対1の割合に達していた」。そして、「右の開きが示す選挙人の投票価値の不平等は、前述のような諸般の要素、特に右の急激な社会的変化に対応するについてのある程度の政策的裁量を考慮に入れてもなお、一般的に合理性を有するものとはとうてい考えられない程度に達しているばかりでなく、これを更に超えるに至っているものというほかはなく、これを正当化すべき特段の理由をどこにも見出すことができない以上、本件議員定数配分規定の下における各選挙区の議員定数と人口数との比率の偏差は、右選挙当時には、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度になつていたものといわなければならない」としたのである。判示では、5倍に満たない較差であっても違憲となる可能性があることになろう⁴⁰。ただ、「制定当時憲法に適合していた法律が」「いかなる時点において当該法律が憲法に違反するに至つたものと断すべきかについて慎重な考慮が払われなければならない」のであり、「人口の変動の状態をも考慮して合理的期間内における是正が憲法上要求されていると考えられるのにそれが行われ^マない場合に始めて憲法違反と断ぜられるべきものと解するのが、相当である」とする。これを本件について適用すれば、「人口数と議員定数との比率上の著しい不均衡は、前述のように人口の漸次的異動によつて生じたものであつて、本件選挙当時における前記のような著しい比率の偏差から推しても、そのかなり以前から選挙権の平等の要求に反すると推定される程度に達していたと認められる」のであり、「公選法自身その別表第1の末尾において同表はその施行後五年ごとに直近に行われた国勢調査の結果によつて更正するのを例とする旨を規定しているにもかかわらず、昭和39年の改正後本件選挙の時まで8年余にわたつてこの点についての改正がなんら施されていないことをしんじやくするときは、前記規定は、憲法の要求するところに合致しない状態になつていたにもかかわらず、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたものと認めざるをえない。それ故、本件議員定数配分規定は、本件選挙当時、憲法の選挙権の平等の要求に違反し、違憲と断ぜられるべきものであつたというべきである」と断じたのである。判決は「高く評価され

るべき」⁴¹⁾と言われ、長年携わった者は「感無量」⁴²⁾であった。

ただ、日本の上記 1976 年最高裁判決は、「アメリカの判例のように、選挙権を国民主権に直結し表現の自由と並ぶ『優越的地位』をもつ権利として位置づけてはいない」⁴³⁾。こういった日本の最高裁の姿勢は、アメリカ連邦最高裁が、Mahan v. Howell 判決⁴⁴⁾において、バージニア州議会下院の 1.18 倍の較差を合憲としたが、行政区画などの伝統的・歴史的境界や選挙区の纏まりは定数不均衡を合憲とする理由にならないとする、「絶対的平等」のテストと呼ばれる「数学的平等」の立場に立ったのとは乖離があり⁴⁵⁾、「非人口的要素を広汎に容認している」⁴⁶⁾、1964 年参議院定数不均衡判決の「立法府裁量論の考え方を残している」⁴⁷⁾のものであって、この基準の下では「4 対 1 程度の偏差であっても合憲とされる可能性はある」⁴⁸⁾ことが危惧されていた。

1975 年には、上記最高裁判決を見越したのか、再び定数は正がなされており、最大較差は 2.92 倍にまで縮小された⁴⁹⁾。1976 年総選挙については、1978 年 9 月に 2 つの東京高裁判決が下った⁵⁰⁾が、1979 年 9 月に衆議院が解散されたのに伴って、最高裁は訴えを却下し、1979 年総選挙については、1980 年 5 月のいわゆるハプニング解散により訴えが取り下げられており、最高裁の判断は示されていない。この間にも、「一票の価値」の不平等は再び拡大していた。

1980 年総選挙における、兵庫 5 区と千葉 4 区の 3.94 倍の最大較差について、1980 年 12 月 23 日、東京高裁は、「選挙区のなかで議員 1 人当たり人口もしくは有権者数の最少のもの（最大過疎区）の議員 1 人当たり人口もしくは有権者数と選挙区のなかで議員 1 人当たり人口もしくは有権者数の最多のもの（最大過密区）の議員 1 人当たり人口もしくは有権者数との比率（いわゆる最大格差）がおおむね 1 対 2 を超えるような場合には、そのような定数配分を定めた定数配分規定は、全体として、前記憲法が保障する選挙における平等原則に反し、憲法に違反するといわざるをえない」としながら、「いま、本件定数配分規定の違憲を理由に本件選挙の全部又はその一部を無効とすることにより惹起するであろう種々の法律的、政治的混乱、そしてそれにもまして、本件選挙に際し多くの選挙人

および候補者が費やした莫大な労力、エネルギーを無にする結果になることについて考えると、これを無効と判断することには躊躇せざるをえない」とした⁵¹⁾。だが、最高裁はこれを違憲状態と判断しながら、「較差が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達したかどうかの判定は、」「国会の裁量権の行使が合理性を有するかどうかという極めて困難な点にかかるものであるため、右の程度に達したとされる場合であつても、国会が速やかに適切な対応をすることは必ずしも期待し難いこと、人口の異動は絶えず生ずるものである上、人口の異動の結果、右較差が拡大する場合も縮小する場合もありうるのに対し、議員定数配分規定を頻繁に改正することは、政治における安定の要請から考えて、实际的でも相当でもないこと、本件選挙当時、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の較差の最大値が前記大法廷判決の事案におけるそれを下回っていること、などを総合して考察すると、本件において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達した時から本件選挙までの間に、その是正のための改正がされなかつたことにより、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたものと断定することは困難であつた」として、違憲とは判示せず、原審を覆した⁵²⁾。

しかし、最高裁は1985年に、1983年総選挙について、最大較差440倍の状況は違憲であるとの判断を下した⁵³⁾。前回の判決と異なり、「その後、昭和55年6月の衆議院議員選挙」「時を基準としてある程度以前において右較差の拡大による投票価値の不平等状態が選挙権の平等の要求に反する程度に達していたと認められることは、先に昭和58年大法廷判決の指摘したとおりである。のみならず、右選挙当時から本件選挙当時まで右較差が漸次拡大の一途をたどっていたことは、毎年9月現在の選挙人名簿登録者数などによつて周知のところである。しかるに本件において、投票価値の不平等状態が違憲の程度に達した時から本件選挙までの間に右較差の是正が何ら行われることがなかつたことは、投票価値の不平等状態が違憲の程度に達したかどうかの判定は国会の裁量権の行使として許容される範囲内のものであるかどうかという困難な点にかか

るものである等のことを考慮しても、なお憲法上要求される合理的期間内の是正が行われなかつたものと評価せざるを得ない」というのが、違憲と明言した理由である。前回の違憲判決から、団藤重光裁判官以外の裁判官は全て交代したが、1985 年判決での反対意見も、1 つを除いて 1976 年判決の多数意見に基づき、その「判例法理は、非常に安定度が高いもの」であった⁵⁴⁾。

1986 年には 3 度目の定数は正がなされ⁵⁵⁾、最大較差は 2.99 倍となったが、国会の是正は、総定員抑制の世論にも押されてか、1964 年是正の 2.19 倍よりも是正の規模は小さく、いかにも当初 3 倍未満でありさえすればよい、という姿勢に執着するようになっていった⁵⁶⁾。最高裁も、1986 年総選挙について、1988 年の判決において、2.92 倍の較差があった選挙を「選挙人数又は人口と配分議員数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされる衆議院議員の選挙制度の下で、国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんしやくしてもなお、一般に合理性を有するものとは考えられない程度に達している、とまではいうことができない」、即ち合憲と判示した⁵⁷⁾。しかし、「1 対 3」にはこれといった根拠はなかつたし、1983 年判決の中村治朗裁判官の反対意見のように、「最大較差値が 1 対 3 の程度を超えるに至つたからといつて国会が直ちに是正措置の検討を開始することを要求するのは無理」という形で言及した例はあるが、最高裁多数意見がこれを明言したこともなかつた。これに対し、その前審である大阪高裁の 1987 年判決が、理由に特段の説得力は欠けるものの、「人口較差が『1 対 2 以上、1 対 3 未満』の」場合に、「中間的審査基準ないし厳格な合理性の基準 (以下「中間的審査基準」という) により違憲性の審査をすべき」という立場を打ち出した⁵⁸⁾ ことの方が目新しかった。

1990 年総選挙時の 3.18 倍については、違憲状態ながら「本件議員定数配分規定の施行の日である昭和 61 年選挙の施行の日 (昭和 61 年 7 月 6 日) からは約 3 年 7 か月、昭和 60 年国勢調査の確定値が公表された日 (昭和 61 年 11 月 10 日) からは約 3 年 3 か月であり、「本件選挙当時の選挙区間における議員 1 人当たりの選挙人数の較差の最大値が昭和 61 年選挙当時の較差の最大値と比べて

著しく掛け離れたものでないことなどを総合して考察すると、「憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったものと断定することは困難である」とした⁵⁹⁾。国会は、1992年に9増10減などにより定数不均衡を是正し⁶⁰⁾、最大較差を2.82倍とした。1995年の最高裁判決は、この下で行われた1993年総選挙について、「投票価値の不平等状態は右改正により解消された」として、選挙時の最大較差2.82倍は違憲状態にはないと判示した⁶¹⁾。

1994年に選挙制度が小選挙区比例代表並立制に変わる⁶²⁾と、主に問題となるのは小選挙区部分の議員定数不均衡であった。衆議院議員選挙区画定審議会設置法3条によれば、較差2倍以下を基本とすることになっていたが、議席配分に当たってはまず各都道府県に1を配分することになっていたため、初めから不均衡が生じる制度設計になっていたのである。だが、それでも比例区も併せて考えると、大政党に有利な小選挙区制を導入することと引換え⁶³⁾としながら、戦後最大の議員定数不均衡是正がなされたのであった⁶⁴⁾。

最高裁は、新制度⁶⁵⁾で行われた1996年総選挙について、1999年に、最大較差2.309倍を合憲とする判断を下した⁶⁶⁾。この際、新しい選挙制度となっても、「都道府県は、これまで我が国の政治及び行政の実際において相当の役割を果たしてきたことや、国民生活及び国民感情においてかなりの比重を占めていることなどにかんがみれば、選挙区割りをするに際して無視することのできない基礎的な要素の一つというべきである。また、都道府県を更に細分するに当たっては、従来の選挙の実績、選挙区としてのまとまり具合、市町村その他の行政区画、面積の大小、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況等諸般の事情が考慮されるものと考えられる。さらに、人口の都市集中化の現象等の社会情勢の変化を選挙区割りや議員定数の配分にどのように反映させるかという点も、国会が政策的観点から考慮することができる要素の一つである」とされ、「具体的に決定された選挙区割りや議員定数の配分の下における選挙人の有する投票価値に不平等が存在し、それが国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般に合理性を有するものとは考えられない程

度に達しているときは、右のような不平等は、もはや国会の合理的裁量の限界を超えていると推定され、これを正当化すべき特別の理由が示されない限り、憲法違反と判断されざるを得ないというべきである」とする一般的基準は維持された。そして、「当初から」区画審設置法 3「条 1 項が基本とすべきものとしている 2 倍未満の人口較差を超えることとなる区割りが行われた」ならば「同項の基準に違反するとはいえない」とされたため、白紙改正であっても、およそ 2 倍未満の較差は合憲となることが示唆されたのである。

但し、それでも、区割りを違憲とする 5 裁判官の反対意見が付されている。河合伸一裁判官ほか 4 名の反対意見は、「実質的に一人一票の原則を破って、1 人が 2 票、あるいはそれ以上の投票権を有する」事態に陥ったときは、「国会はいかなる目的ないし理由を斟酌してそのような制度を定めたのか、その目的ないし理由はいかなる意味で憲法上正当に考慮することができるのかを検討した上、最終的には、投票価値の平等が侵害された程度及び右の検討結果を総合して、国会の裁量権の行使としての合理性の存否をみることによって、その侵害が憲法上許容されるものか否かを判断す」べきだと述べた。そして、多数意見が「一人別枠方式を採用したのは、『人口の少ない県に居住する国民の意見をも十分に国政に反映させることができるようにすることを目的とするもの』と解した」点につき、「通信、交通、報道の手段が著しく進歩、発展した今日、このような配慮をする合理的理由は極めて乏しい」、「居住地域を異にすることのみをもって、国民の国政参加権に差別を設けることは許されるべきではない」、「過疎地対策は」投票価値の平等の下で選挙された全国民の代表としての立場でされるべきものである、「参議院議員選挙」には「それなりの合理性が認められないわけでもない」が「衆議院議員の選挙については、憲法上このような制約は全く存しない」ほか、「過剰割当てが過疎地対策として現実にどれほどの意味を持ち得るのか、甚だ疑問といわざるを得」ず、「過疎地のすべてがその恩恵を受けているわけでもない」ばかりか、「人口 224 万人余の宮城県、同 184 万人余の熊本県がこの恩恵を受けているのに対し、人口 120 万人

以下の富山、石川、和歌山、鳥取、宮崎の5県はこの恩恵を受けていない」などの矛盾があることなどを痛烈に批判した。福田博裁判官の反対意見は更に、「憲法に定める投票価値の平等は、極めて厳格に貫徹されるべき原則であり、選挙区割りを決定するに当たり全く技術的な理由で例外的に認められることのある平等からのかい離も、最大較差2倍を大幅に下回る水準で限定されるべきである」としたほか、「一人別枠制」については「それは、正に投票価値についての明白かつ恣意的な操作である」と痛罵し、一般に見られる「都道府県制をあたかも連邦制を採る国の州の地位に対比することによって、都道府県に依拠する選挙区割りの持つ重要性を平等原則に優先させて認めようとする考えがあるが、これも採り得ない。我が国が連邦国家でない」と批判した。何れも、立法府を信頼せず、当該立法を一から考え直してみる姿勢が見られる。このように、較差2倍強であっても違憲とする意見が纏まって登場してきたことが、この問題により厳しい目が向けられてきたことを端的に示していた。

2000年総選挙は最大格差2.471倍であったが、最高裁はやはり2001年に合憲の判断を下している⁶⁷⁾。2002年に5増5減の定数は正がなされ、2003年総選挙について訴えが起こされたが、最高裁は訴えを却下して終わった⁶⁸⁾。2005年に総選挙の際の最大較差は2.171倍であったが、最高裁は2007年にやはり合憲判断を下した⁶⁹⁾。しかし、2009年総選挙における最大較差2.304倍について、最高裁は2011年に、合理的期間内にあるとして結論は合憲としたものの、遂に違憲状態であると断じた⁷⁰⁾。しかもこの際、各都道府県「1人別枠方式は、おのずからその合理性に時間的な限界があるものというべきであり、新しい選挙制度が定着し、安定した運用がされるようになった段階においては、その合理性は失われる」と判断された点は、「多元的な利益を国政に反映させるため、弱者にあらかじめハンディを与えることで、あるべき『客観的公益』の実現を目指すという論法」を「明確に否定」した⁷¹⁾という意味で大きかった。

2012年末の総選挙は、各都道府県1人枠という考え方を廃した0増5減の定数は正の末、しかし、最大較差2.430倍を残して実施された。だがそれに対

しても、2013 年には広島高裁が、選挙を違憲とすると共に、無効と判示した⁷²⁾。可分論ではなく、選挙全体を違憲とした上で、そう判示したことが注目される。「平成 23 年 3 月 23 日から 1 年半が経過する平成 24 年 9 月 23 日までに、本件区割基準中の 1 人別枠方式及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったのであれば、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態については、憲法上要求される合理的期間内に是正されていないものといわざるを得ず」、「本件区割規定は、本件選挙当時において、憲法 14 条 1 項等の憲法の規定に違反する」中、「選挙人の基本的権利である選挙権の制約及びそれに伴って生じている民主的政治過程のゆがみの程度は重大といわざるを得ず、また、最高裁判所の違憲審査権も軽視されているといわざるを得ないのであって、もはや憲法上許されるべきではない事態に至っていると認めるのが相当であることに照らすと、上記不都合、その他諸般の事情」「を総合勘案しても、上記の一般的な法の基本原則を適用し、事情判決をするのは相当ではない」としたのである。また、その翌日には広島高裁岡山支部も、違憲の区割りによる選挙は全て無効だとして、岡山 2 区の選挙を違憲無効とした⁷³⁾。「高知県第 3 区と比べて較差が 2 倍以上の選挙区は、本件選挙当日において、300 選挙区のうち 72 選挙区もあり、平成 21 年選挙時の 45 選挙区と比べて、較差が 2 倍以上の選挙区の数も増加している」など、「本件区割基準及びこれに基づく本件区割規定は、本件選挙時、憲法の投票価値の平等の要求に著しく反する状態に至っていた」が、「投票価値の較差是正のための立法措置を行ったとは到底いいがた」く、「本件選挙訴訟は、将来に向かって形成的に無効とする訴訟である公職選挙法 204 条に基づくものであることにかんがみれば、無効判決確定により、当該特定の選挙が将来に向かって失効するものと解するべきである」としたのである。しかし、最高裁は、同年、これを違憲状態とは認めたと、違憲とも宣言しなかった⁷⁴⁾。「国会の広範な裁量を論じる議論構造」⁷⁵⁾の下下である。

最大較差 2.129 倍となった 2014 年総選挙についても、最高裁は 2015 年、「合理的期間内における是正がされなかったとはいえない」として、違憲状態だが

合憲という判断を繰り返した⁷⁶⁾。それでも、2007年に2.171倍を合憲としたの
と比べ、明らかに最高裁の違憲状態を宣告するラインはおおよそ2倍まで下
がってきており⁷⁷⁾、1対3が基準であるとされていたのは旧日のこととなった
と断じてよいであろう。問題は漸進しつつ継続していると言えよう。

(2) 通説的見解

議員定数不均衡問題については、当初は、「憲法の原則からいって望ましい」
が「人口比率」以外「の幾多の要素を加えることを禁ずるものではない」⁷⁸⁾、
「種々の立法政策がありえ、」⁷⁹⁾「日本国憲法は、アメリカのように議席配分の
基準を憲法典で特定してはいない」⁸⁰⁾とするなど、特に憲法問題とならない
とする見解もあった。元参議院議員であった青木一男は、「参議院を加えて、
この問題を矛盾なく解決するには、14条の憲法問題ではなく、国会の裁量に
委ねられた高度の政治問題である」と主張し続けていた⁸¹⁾。地方への配慮を
声高に主張する見解もある⁸²⁾。また、1964年の論文において野村敬造は、「選
挙権の公務的性格についても否定し難い」⁸³⁾との立場から、「近代選挙制度を
貫く平等の原則」等の「要請」について「消極的な見解」を示し、「一選挙区
における有権者の投票は計算において形式的に平等な価値を持てば充分であ
り、実質的に平等な価値を要求するものではない」と述べていた⁸⁴⁾。選挙区
を超えての平等「の完全な実現は不可能である以上に平等原則そのものの自壞
作用を惹起する」と述べ、何故ならば、「経済的・社会的・地理的・歴史的条
件に基礎を置く行政区画を無視して数学的平等を得るために、人口数のみに着
目して、画一的に選挙区を定めることはかえって人為的な区割りを行なうこ
とであり、ゲリマンダリングの危険に陥る」からだと言うのである⁸⁵⁾。以上は
寧ろ、較差ありが正当とする見解と言えよう。近年でも、少数派の保護のため、
便利な都会を選択したコストだとして大きな較差を容認する主張⁸⁶⁾もある。

しかし、「国家を観念的統一体とみなす近代的国家概念」⁸⁷⁾に偏り、「個人平
等の原理」⁸⁸⁾を没却したこのような主張は直様影を潜める。野村も、1986年

になると、「選挙権の平等の原理は、」「有権者がそれぞれに持つ投票の価値は全国を通じて同一の価値を持つべきことを要請し、」「それぞれの有権者の持つ意思は選挙を通じて課題に代表されるべきではなく、過少に代表されるべきではないことを要請する」と述べる⁸⁹⁾に転じた。しかも、「私の見解は昭和55年の東京高裁の見解に近い」として、平均値を33%外れれば違憲とするようであるから、最大較差2倍故、当時の判例の暗黙の基準よりも厳しかった⁹⁰⁾。

岩間昭道は、地方自治を憲法が定めることから地域代表色を重視し、合憲のラインとしては、以前の判例のように約3倍程度をもって妥当であるとしている⁹¹⁾。しかし、当初の判例の「1対3の基準を論理的かつ説得的に説明することは不可能である⁹²⁾」し、最高裁が「その暫定性を否定して恒久化」したのは疑問である⁹³⁾と言うべきであろう。学説は、総じて議員定数不均衡を当然に憲法問題としており、1976年判決が「画期的」、「違憲立法審査権の行使」について「きわめて主体的な積極的姿勢」と賞賛⁹⁴⁾しつつも、3対1基準を妥当とする説は他に殆どなく、総じてその判例より厳しい基準を求めている。

そして、当時の学説の多くは、従来の判例より厳しい2対1説を採っていた。その代表が、長く通説の代名詞であった芦部信喜説である⁹⁵⁾。芦部は、議員定数について、極端に不平等な場合は違憲問題が生ずると述べる⁹⁶⁾。まず、憲法14条と44条には平等選挙の要請が含まれているとして⁹⁷⁾、議員定数が人口比例であるべき根拠を平等権の方に求めた。かつ、「投票価値の平等という平等の意味は、一般の平等原則の場合における平等の意味よりも、はるかに形式化されたものであり、『合理性』という実質的な理由を採求して原則からの逸脱を許す限度が厳しく限られ」る⁹⁸⁾とする。そして、「選挙権の『優越的地位』を認める立場を採り、かつ投票価値の平等が人口比例を原則とするものであるとすれば、人口比例の原則からの偏差は、アメリカの憲法判例にいう、合理性推測原則と結びついて説かれる『最小限度の合理性』(minimum rationality)の存在をもって正当化されるのではなく、正当化理由の重い挙証責任——アメリカ憲法判例の表現をかりていえば『やむにやまれぬ利益』(compelling interest)

の立証——は公権力側が負わなければならないし、裁判所も『厳格な審査』を行わなければならない⁹⁹⁾と述べ、手段審査については「必要最小限度の手段」だとは明言してはいるが、兎に角、総じて厳格審査の対象であることをはっきりさせたのである。

だが、芦部はそこまで厳格な基準を貫いているようには思えない。合憲性判断基準を「おおむね2対1」と表現する¹⁰⁰⁾。「19世紀から20世紀前半にかけては、主として複数投票の禁止（投票の数の平等、すなわち「計算価値」の平等）を意味した¹⁰¹⁾ことを強調し、基準としては、「一票の価値が何ら特別な理由もなく選挙区間で2対1以上の偏差をもつことは、選挙の平等とか一人一票の原則が予定する意味を実質的に破壊することになる¹⁰²⁾と、「反対解釈¹⁰³⁾により述べるのである。それが「多数説」だとも述べている¹⁰⁴⁾。しかし、2対1未満であれば較差を許容したのは、「行政区画、地理的・歴史的な境界、選挙法以外の目的でできた境界」、即ち「人口以外の要素を考慮¹⁰⁵⁾し、「選挙区間の合理的な人口偏差まで排斥する趣旨を含むものではない¹⁰⁶⁾からなのであろう。「その場合、都道府県、市町村および特別区などの地方公共団体や郡の区域が基準とされてきたこと」「この区域は尊重に値し、それを基準とする選挙区の画定には十分合理性が認められる」としている¹⁰⁷⁾。或いは、アメリカの州議会の事例を引きつつ、「都市がより少なく代表され、人口数の少ない農村地域よりも不利な取扱いを受けているという非難は当たらない¹⁰⁸⁾と考えていたためなのかもしれない。「一人一票原則」から較差2倍を合憲・違憲の分水嶺とする基準としたのである。但し、「人口比例の原則からの乖離を正当化する理由の挙証責任は、表現の自由の場合に準じ、公権力の側にある」と釘を刺していた¹⁰⁹⁾。

岡原昌男元最高裁長官は、平均基準人口から3分の1以上の増減があれば是正するならば、これは達成できると論じていた¹¹⁰⁾。この程度の「合理的な偏差は許される¹¹¹⁾とする説は多く、「2倍を限度とする、というのは常識的なところ¹¹²⁾であり、「2対1以上を違憲とする説が有力¹¹³⁾となったと思わ

れる¹¹⁴⁾。戸松秀典も、最高裁が「立法裁量論を導入しつつ」も、「定数不均衡は正のための厳しい姿勢を採らない」ことを肯定的に論評している¹¹⁵⁾。

なお、芦部は 1966 年に第 5 次選挙制度審議会で議論されていた小選挙区比例代表併用制 (小選挙区の割合は 7 割) について、代表方法に関する「論理をそれぞれの国家の政治・経済・社会の具体的環境との関係を深く考慮しないで一般化するの、大きな危険をともなう」と牽制している¹¹⁶⁾。憲法は、特定の選挙制度まで要求していないとするのが、通説的見解だと言ってよかった¹¹⁷⁾。

(3) 有力説の批判

だが、芦部も、早々に「人口偏差の基準として 2 対 1 の比率をとる理論的根拠はなにか、この種の論点について必ずしも十分に説得的な議論の展開はみられない」と認めていた¹¹⁸⁾。仮に、「区域」の尊重が重要であるとしても、それを満たしてかつ最大較差 2 倍を割ることが可能なのであれば、特に 2 対 1 基準に固執する必要はない。特に、平成の大合併においては郡の区域を無視する合併が一般的になり、選挙区割りにおいても、人口比例を保つためには人口の多い特別区の分割は必定のものとなり、特別区や市町村ではなく、より小さな単位の組み合わせによる区割りが一般化してきた。実際、最大較差だけではなく、「議員 1 人当り全国平均人口 (全国人口総数を総定数で除した数) の下での一票の価値を 100 とした場合、各選挙区での一票の価値がもつ偏差値 (100 の上下何%までの偏差を認めるかの問題)」と「総定数議員の過半数を選出するのに必要な最小人口数と全国人口総数との比率」も考慮する方が「合理的であることは疑いない」としており¹¹⁹⁾、実は 2 対 1 基準一本ではなく、総合衡量の色合いが強いことが解る。だが、「裁判所の拠るべき違憲判断の基準として 3 つのそれぞれにつき一定の計算を示すことは、困難でもあり実際的でもなからう」から、最大較差「に拠り、それを約 2 対 1 の比率にするのが最も簡明であり、実際にも妥当ではないかと思う」¹²⁰⁾としてこの基準を示していたのである。要は、2 対 1 が確固たる基準だとする根拠が希薄だと言わざるを得なかった。1.999 倍

なら「合憲」と判断できる理由を芦部説は示していないのであった¹²¹⁾。

そうすると、そもそも、「なぜ1対2でなければならないのか」、「憲法上そうでなくてはならぬという根拠は、ここでは明らかにされていない」¹²²⁾。また、「1対2という格差はけっして小さなものではない」¹²³⁾。基準が整数でなければならない理由もない¹²⁴⁾。ならば、「理論上は1対1以外にありえないはずの基準を」、「判例に対する批判論として拠って立つ基礎を、自らある程度掘り崩してきた」¹²⁵⁾ものではないか。強いて言えば、選挙時点で2倍もの較差があれば、合理的期間内における是正を済ませていないと見做すことは可能かもしれないが、判例・通説は、当該基準から更に合理的期間内の猶予を与えているものであり、立憲主義の根幹をなす参政権の差別の合憲性判断基準としておよそ緩過ぎよう。1976年判決における横井裁判官反対意見が2倍を超える較差は絶対的に許されないとしている方が、まだ首肯できるくらいである。

しかも、重要な人権問題に「さじ加減」を言い出せば、逆により緩い、4対1でも、場合によっては許容するという結論を導きかねない¹²⁶⁾。人口的要素を基本にすべき場面で過疎地対策を行うべきではない¹²⁷⁾。実際には、過大代表選挙区選出議員が閣僚になる率が高い¹²⁸⁾。また、よく主張される政治的安定のためという議論は、端的に与党有利の選挙制度維持論と同値である¹²⁹⁾。

そのような中で、2対1基準よりは厳しい限界を提示する説もある。1980年の東京高裁判決を評して、2対1基準の根拠に、小選挙区比例代表併用制を採るドイツの選挙法制を挙げるのは適切ではなく、「少なくとも1対2よりも厳格な数値をもって妥当すべきもの」だとする見解¹³⁰⁾がある。次に、ドイツの是正方式が紹介され、標準から偏差25%超の場合がそれである¹³¹⁾ので、これに従えば最大較差は1.67倍となるものと思われた¹³²⁾。このほか、1.5倍程度とする説¹³³⁾や、四捨五入して2倍以下のいう意味で1.5倍が限度とする説¹³⁴⁾、「地域的事情も考慮」して「1.5倍ぐらい」が「一番いい」とする主張¹³⁵⁾があった。そもそも、戦後、定数配分は一人一票を心がけてなされており、当初の較差1.51倍は、これに近く、区割りが県境を越えないとして若干要件を緩和した程度で

あることから、一人一票原則を適切に守るべきだとするのが公職選挙法の立法者意思であったと思われ、憲法解釈としても素直なものであろう。中選挙区時代ならば、是正が最も難しい 3 人区は定数換算 2.5 以上 3.5 未満で存立できるので、数字上の技術的に許容される最大較差はほぼ 1.4 倍とも思われた¹³⁶⁾。

数値的基準と連動する議論として、この問題の憲法上の根拠条文の問題等がある。芦部は、議員定数の不均衡が許されぬ根拠として主に憲法 14 条を挙げてきた。「法の下での平等」の章において、それが「選挙権の平等原則の問題であることを考えると、憲法 14 条 1 項を中心に 15 条 1 項・3 項を考え合わせ、さらに 44 条但書をも含めて総合的に解釈する」最高裁 1976「年判決の立場が妥当である」と説明していた¹³⁷⁾。しかし、これでは、1983 年の参議院議員通常選挙に関する最高裁判決¹³⁸⁾の伊藤正己裁判官補足意見の、「人種、信条、性別など同項後段所定の事由による差別的取扱いは」「合憲性の判断には厳格な基準が適用されるべき」であるが、ここ「挙げられていない事由による区別が行われても、」「その区別を行う立法には合憲性の推定が存在し、このような立法が合憲かどうかを審査するにあつては、その判断基準は厳格なものではなく、立法部の裁量権が広く認められる」という主張に見られるように、同条 1 項後段列举事由についてのみ合理性推定原則が働かない結果になり、「居住する場所」による不平等の場合はそうではない、とする対応を許してしまう。ここでは、選挙権が民主主義の根幹であることが無視されている。14 条の通説は相対的平等説であり、これを受ければ、議員定数不均衡問題についても、どこまでの較差が合理的かという問題になり易く、かつ、憲法 47 条の選挙事項の決定に関する立法裁量論と相俟って、緩やかな合憲性判断基準に流れ易くなる¹³⁹⁾。このことは、立憲主義の根幹である投票価値の平等を説明するには大いに違和感がある。平均値に大きく満たない投票資格しかなければ、それは端的に選挙権侵害である¹⁴⁰⁾。14 条の主たるターゲットは今や 1 項後段列举事由の差別を厳格審査で撃破することに移行しており¹⁴¹⁾、根拠条文はやはり選挙権を保障する 15 条とすべきであろう¹⁴²⁾。表現活動に対する差別的取扱

いは、憲法 14 条違反というよりは端的に憲法 21 条違反の疑いが濃い、と言ふべきなのと同様であろう。

論を進めて、プープル主権論の下では、各選挙人の投票価値の平等という観念はこれに適合的であるとされた¹⁴³⁾。辻村みよ子は、プープル主権論及び選挙権に関する権利説¹⁴⁴⁾の立場を鮮明に¹⁴⁵⁾、2対1許容は、「歴史的に確立された投票の数的平等の保障（一人一票主義）の枠をこえるもの」だと批判¹⁴⁶⁾し、非人口の要素の容認であるとも批判する¹⁴⁷⁾。ここでは二元論を否定して権利説の正しさが強調された¹⁴⁸⁾。但し、プープル主権論への賛同は広がらず、かつ、選挙権を仮に二元説的に解しても厳しい司法審査基準で審査すべきとすれば結論は大差なく¹⁴⁹⁾、ここに拘る必要はないのかもしれない。しかし、主権論を視野に選挙権を強い権利として主張し¹⁵⁰⁾、主たる問題を、住所地の差別として緩やかな司法審査基準しか得難い平等権のそれとしないことは肝要であろう。そして、限界となる数値の提示が必要であっても、また仮に立憲者意思や歴史を根拠に専らこの問題を解釈しても、殆どの有力学説ばかりか、最高裁判官の評釈までもが、当該区割りを「全体として新区画設置法 3 条の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたとはいえないことの表れ」だと断じる¹⁵¹⁾時代に、2対1まで許容するような解釈は最早意義を失ったように思われた。

このような議論を経て、1対1原則以外には憲法上の基準はないのであり、これを基に、選挙権侵害として厳格審査を施すべきであるとする立場が、憲法学界では今や圧倒的に有力である¹⁵²⁾。厳格審査基準、特に必要最小限度の手段という手段審査の基準とは1対1原則が適合的であり、2対1基準などでは整合性に欠ける。参政権が民主主義プロセスないし政治参加のプロセスに不可欠の構成要素であれば¹⁵³⁾、実際にこれを目指して限界がどのような事例となるかは兎も角¹⁵⁴⁾、理論的にこれ以外の結論はないであろう。

市町村区を既に選挙区割りの際に絶対視できない¹⁵⁵⁾ように、都道府県も、ゲリマンダリングを避けるための壁としての意味は残ろう¹⁵⁶⁾が、一票の価値の平等の前にはときとして譲るべきである¹⁵⁷⁾。その意味で、純粋数理的な平

等よりも、社会科学の意味から技術的に考慮することは認められ、「やむにやまれぬ目的」として正当化でき、機械的に区分されたものよりも実質の公平で適切な区分を政府側が提示できれば「必要最小限度の手段」が示された、と判断すれば足りる¹⁵⁸⁾。実態として、既存の区画が保護される中、過疎地偏重により「適度」な人口規模となると、選挙違反などの腐敗が生じ易い¹⁵⁹⁾、過少代表選挙区では政治的無関心が進む弊害がある¹⁶⁰⁾との指摘も傾聴に値しよう。

学説等の中には、最大較差以外を合憲性判断基準とするものとして提唱するものがある。英米法学者の田中英夫は、「ある種の人間に他の 3 倍の利益を与えてよいということを意味するものでないのは、明らかであろう」から、「選挙における投票価値の平等について考える際も、出発点は、(人口を基にするにせよ有権者数を基にするにせよ)『一人一票』でなければならない」のであり、日本の裁判所は、「『3 対 1』とか『2 対 1』とか言うことは、人口比のほかさまざまの考慮をすることは許される」¹⁶¹⁾という「どこに正当化・正統性の根拠を見出しうるかがはっきりしない『確定基準』を提示することは、司法作用の本質に反する」のであり、「『一人一票』から離れることがどこまで許されるかという『積み上げ方式』によって考えるべき」である¹⁶²⁾と批判する。その上で、アメリカの連邦最高裁の判例として、平均値からの最も優遇されている選挙区の較差と最も冷遇されている選挙区の較差の和 (maximum deviation) が 10% 超となるときは、積極的にこれを正当化する根拠がない限り違憲となっていること¹⁶³⁾、maximum deviation が 0.70% でありながら、0.45% とできる代案がある事例を違憲とした例¹⁶⁴⁾があることを挙げて、日本法への示唆を行った¹⁶⁵⁾。

同様に、しばしば議員定数不均衡訴訟の原告が、最大較差以外に、当該不均衡が極めて大きいことを示すために、当該選挙区における一票の理論上適正な価値の上下 3 分の 1 の枠外にはみ出す選挙区の数、それによって選出される議員数などや、同時選出の議員の過半数を選出するのに要する最小選挙人数の全国百分率などを用いることがある¹⁶⁶⁾。憲法学説の中にも、ドイツの判例を参考に、平均から 25% 程度の偏差を妥当とするものもあった¹⁶⁷⁾。

このほか、政治学からは、国際比較のためには、各選挙区の全国に占める人口比と議席比の乖離を絶対値として算出し、これを全選挙区のレベルで集計して%表示したLH指標（ルーズモア・ハンビー指標）を用いるべきだとの主張がある¹⁶⁸⁾。一般に小選挙区制でこの数値は高くなり易い。この種のものが黙殺されているのは、法学者が数字に疎いからかもしれない。これを見る限り、日本のLH指標はさほど酷くなく、下院ではインドより平等だが、上院ではより不平等という程度であり、下院だけ見ても、スペイン、フランス、カナダ、韓国、台湾は日本より不平等である¹⁶⁹⁾。1964年の是正のように最大較差が縮まってもこの指標が拡大した例があり、最大較差よりも全国的な不均衡状況を的確に示す数値である¹⁷⁰⁾。但し、訴訟は選挙権の平等という権利侵害で提起されるものであるため、その際の憲法判断の基準としては最大較差が自然ではないかと思われる¹⁷¹⁾。また、もし、LH指標等も視野に入れば、最大較差2倍の意味はますます希薄となり、有意な基準はやはり1対1だけということになる。

さすがに、選挙毎に各選挙区の有権者数は確定するのであるから、これに基づいて、次の選挙に向けて、直ちに不均衡を是正することは容易に可能である¹⁷²⁾。まして、死票も多く、得票率と議席率が単純比例しない小選挙区制部分では、定数不均衡の是正はより厳密であらねばならない¹⁷³⁾。そうだとすれば、較差が残り、前回の選挙や国勢調査以降に是正がなされていない場合は、衆議院の解散が短期間に繰り返されたような例外的な場合を除いて、合理的期間を徒過したと解してよく、その方が憲法全体の趣旨に適うものと思われる。こういった調整を繰り返し、定数を動かしても(行政区画を絶対視していないか、やや懸念もあるが)、1.7倍程度が限界であるという数理的な研究もある¹⁷⁴⁾。道州制を前提にすれば1.6倍であるとも言われる¹⁷⁵⁾。毎回選挙区割りを変更すると安定しない、有権者や立候補者も、そして選挙管理委員会も混乱する¹⁷⁶⁾ということもあり、その程度には数字は絶対ではない。実際、1対1原則の下、より較差のない、かつゲリマンダーでもない選挙区割りがいかなるものかを探れば、較差1.5倍前後の攻防戦になるものと思われる。総じて言えることは、コ

コンピュータにより区割り例を作製することは可能になっており、理系の研究者はそれに自信を示しているということである。憲法上許容されているのは、行政区画等の配慮をどこまで考え、僅かな較差の差異を覆す価値判断程度のみなのではないかとも思われてならないのである。現状は違憲と断じてよからう。

2 参議院議員選挙の特殊性を巡る議論

(1) 判例の変遷

さて、議員定数不均衡問題は寧ろ参議院について最初に問題となったものである。現行の参議院議員選挙¹⁷⁷⁾では全国一区の比例区(以前の全国区)があり、定数不均衡が生じることはあり得ないが、選挙区(以前の地方区)では選挙区割りがあり、それも長年、完全に各都道府県を単位とし、それぞれに最低2の議席を配分してきたため、衆議院以上に、都道府県間の人口もしくは有権者数に大きな較差が生じていた。それでも、終戦直後の最大較差は1.88倍程度であった¹⁷⁸⁾が、復員・引揚げと人口の大都市への移動で較差は広がり¹⁷⁹⁾、1962年通常選挙では、東京と鳥取の較差が4.088倍に達し、前述の通り、越山康が東京選挙区の選挙無効を主張して出訴するに至った。最高裁は、1964年に、「現行の公職選挙法別表2が選挙人の人口数に比例して改訂されないため、不均衡が生ずるに至つたとしても、所論のような程度ではなお立法政策の当否の問題に止り、違憲問題を生ずるとは認められない」として、訴えをあっさり斥けた¹⁸⁰⁾。しかも、唯一の意見である斎藤朔郎裁判官の意見も、「選挙区の議員数について選挙人の選挙権の享有に極端な不平等を生じさせるような場合には違憲問題が生じ、したがって右別表の無効を認める場合のあることを示唆している点に、私は危惧を感じる」という、平等選挙原則に後向きのものであった。青森地方区の原告の訴えについても、「国会の権限に属する立法政策の問題」であるとして、1966年判決ではこれを違憲としなかった¹⁸¹⁾。

1968年の通常選挙の時点で、東京と鳥取の較差は約5.5倍に至っていたほか、

人口が少ない都道府県が別の都道府県より多くの議員定数を抱える「逆転区」現象も、大阪と北海道、神奈川と兵庫ないし福岡、宮城・岐阜と群馬・栃木のそれぞれの間で生じていた。また、前述のように、衆議院に関しては議院定数不均衡が違憲であるとする判例も下されるに至っていた。

1973年に東京高裁は、1971年選挙に関して、「選挙権は民主政治を基礎づける不可欠の基本的権利であることは多言を要しないところであつて、議員定数の配分は選挙人の選挙権の享有に直接影響を及ぼす基本的に重要な問題である」などとして投票価値の平等が憲法14条の要請であると認める一方、「参議院議員については憲法第46条により3年ごとに半数改選の制度が採用されている以上各選挙区の議員数を人口にかかわらず最低2人を更に低減することが困難であること（公職選挙法別表第2については別表第1に付せられている直近に行われた国勢調査の結果によつて5年ごとに更正することを例とする旨の定めが設けられていない。）のほかにその制度上各選挙区の大小、歴史的沿革、地理的社会的な諸条件を全く無視することのできない事情があるものといわなければならない」としながらも、鳥取と東京の間の最大較差5.08倍について、「不均衡の程度がきわめて著しく、「今日なお違憲無効のものでないと断定することは困難である」と認定し、原告らの選挙無効の請求を棄却しつつも、当該較差は「違憲無効たるを免れない」と認めた¹⁸²⁾。しかし、なお、最高裁は、翌年、「その程度ではいまだ右の極端な不平等には当たらず、したがって、立法政策の当否の問題に止まり、違憲問題を生ずるとまで認められない」として、ごく短い理由をもって合憲とする判断を行った¹⁸³⁾。

1977年選挙における5.26倍の較差、数多くの逆転区も、1983年最高裁判決によって違憲ではないとされた。そこでは、立法裁量論のほか、「参議院議員については、衆議院議員とはその選出方法を異ならせることによつてその代表の實質的内容ないし機能に独特の要素を持たせようとする意図の下に、前記のように参議院議員を全国選出議員と地方選出議員とに分ち、前者については、全国を一選挙区として選挙させ特別の職能的知識経験を有する者の選出を容易

にすることによつて、事実上ある程度職能代表的な色彩が反映されることを図り、また、後者については、都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し一つの政治的まとまりを有する単位としてとらえることに照らし、これを構成する住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味しようとしたものであると解することができる」というあたりに特徴的に見られる、半数改選制、地方区の地域代表的性格など参議院の特殊性が強調された¹⁸⁴⁾。但し、これには、団藤重光裁判官による「本件選挙が違法である旨の宣言をするのを相当」とする反対意見が付いた。

1980 年選挙では最大較差 5.37 倍であったが、最高裁は、「右先例における選挙当時と大きく異なるところがあるとはいえない」などとして、やはり合憲の判断を下した¹⁸⁵⁾。これには、谷口正孝裁判官による、「憲法違反の状態を生じていた」とする意見がある。1982 年には全国区が拘束名簿式比例代表制に衣替えされたものの、地方区改め選挙区の定数不均衡は改められず、1983 選挙では最大較差 5.56 倍であったが、「選挙区選出議員は従来の地方選出議員の名称が変更されたにすぎない」などとして、全員一致で同様の判決である¹⁸⁶⁾。1986 年選挙の最大較差 5.85 倍についても合憲判断が下り、奥野久之裁判官のみが「合理的期間を過ぎて」おり、違憲と宣言すべしとする反対意見を述べるに留まった¹⁸⁷⁾。小法廷判決が続いたことも、衆議院との違いであった。

しかし、1992 年選挙の 6.59 倍の最大較差について、最高裁大法廷は 1996 年に、これを違憲状態であると指摘しつつ、合理的期間内であるとして合憲の判断を下したのであった¹⁸⁸⁾。最高裁は、「各選挙区への議員定数の配分につき厳格な人口比例主義を唯一、絶対の基準とすべきことまでは要求されていないにせよ、投票価値の平等の要求は、憲法 14 条 1 項に由来するものであり、国会が選挙制度の仕組みを定めるに当たって重要な考慮要素となることは否定し難いのであって、国会の立法裁量権にもおのずから一定の限界があることはいうまでもないところ、本件選挙当時の右較差が示す選挙区間における投票価値の不平等は、極めて大きなものといわざるを得ない」と述べ、参議院に関して

も、人口比例原則の重みに大きく踏み込んで、「本件選挙当時、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じていたものと評価せざるを得ない」と判示したのである。しかし、その「判定は、右の立法政策をふまえた複雑かつ高度に政策的な考慮と判断の上によって行使されるべき国会の裁量的権限の限界にかかわる困難なものであり、」「本件選挙当時まで当裁判所が参議院議員の定数配分規定につき投票価値の不平等が違憲状態にあるとの判断を示したことはなかった」ことなど「を総合して考察すると、本件において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の較差が到底看過することができないと認められる程度に達した時から本件選挙までの間に国会が本件定数配分規定を是正する措置を講じなかったことをもって、その立法裁量権の限界を超えるものと断定することは困難である」と判示したのである。

しかもこの判決には6裁判官の反対意見、1裁判官の意見が付された。特に、大野正男裁判官らの共同反対意見は、「投票価値の平等は、選挙制度の決定に当たって考慮されるべき極めて重要な基準であるから、単に他の諸要素と並列して論ぜられるべきではなく、参議院議員の選挙制度の仕組みの決定に当たっても十分尊重されるべきものである、」「いわゆる逆転現象が本件選挙当時において24例にも達し、そのすべてに付加配分区が関係し、うち11例は付加配分区間において生じている。右の逆転現象は、当初の配分原則に反するのみならず、多数の者が多数の代表を選び得るという民主主義の基本にも触れる質的不平等であ」って「投票価値の不平等は」「看過し難い程度に著しい」などと述べ、違憲を宣言、事情判決を妥当とするもので、強烈なインパクトを残した。福田博裁判官の追加反対意見に至っては、「参議院についてそのような特別の選出制度は憲法に規定されておらず、憲法43条に定める原則は、衆・参両議院についてひとしく適用される。したがって、参議院に独自性を持たせようとする種々の試みも、選挙人の投票権の平等という基本原則を遵守することが前提となる」として、いわゆる参議院の特殊性の議論を一蹴していた。

さすがに、参議院についても定数不均衡の是正は政治的課題となった。こ

れを受けた1994年の4増4減の法改正により最大較差は4.81倍に縮小し、逆転区も一旦解消されたが、是正は抜本的とはいえず難しかった。それでも、1995年選挙の4.97倍の較差についても最高裁は、「本件改正当時における最大1対4.99から」「縮小している」ことなどに配慮して合憲と判断した¹⁸⁹⁾。1998年選挙の4.98倍の較差についても2000年判決で、「参議院議員の選挙制度の仕組みの下においては、投票価値の平等の要求は一定の譲歩を免れない」などとして合憲と判断した¹⁹⁰⁾。但し、河合伸一裁判官など5裁判官の、区割りを違憲とする共同反対意見が示された。

2000年の6減の法改正により最大格差は4.79倍に縮小し、再び生じていた逆転区も解消された¹⁹¹⁾。2001年選挙の5.06倍の較差について最高裁は2004年に合憲と判断した¹⁹²⁾が、福田博裁判官など6裁判官の、「本件定数配分規定は、憲法上の選挙権平等の原則に大きく違背し、憲法に違反するものであることが明らかである」とする厳しい共通反対意見が付いた。2004年選挙の5.13倍の較差について最高裁は2006年に合憲と判断した¹⁹³⁾。これにも、5裁判官それぞれの反対意見が付いた。2006年には最大較差を4.84倍とする定数は正を国会は行方。2007年選挙の4.86倍についても2009年に合憲の判断がなされる¹⁹⁴⁾。反対意見は5裁判官から示され、補足意見も4裁判官から示された。

しかし、2010年選挙の5.00倍について、最高裁は2012年に合憲の判断を示したが、再びこれを違憲状態であると判示した¹⁹⁵⁾。「ほぼ一貫して人口の都市部への集中が続いてきた状況の下で、数十年間にもわたり投票価値の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえなくなって」おり、参議院議員選挙の仕組みが「較差の是正には一定の限度がある」としても、「数十年間の長期にわたり大きな較差が継続することが許容される根拠になるとはいえない」と断じ、立法裁量論は消えた¹⁹⁶⁾。「当裁判所が」「参議院議員の選挙制度の構造的な問題及びその仕組み自体の見直しの必要性を指摘したのは本件選挙の約9か月前のことであること」「などを考慮すると、本件選挙までの間に本件定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超

えるものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということではできない」というのが判断の理由である。これは、5.86 倍を合憲とし、6.59 倍に達して初めて違憲状態だとしていた従来の最高裁の姿勢から、より踏み込んだものであった。このため、国会はまたも法改正を行ったが、4.75 倍の最大較差が残っていた。2013 年選挙について、最高裁は 2014 年にやはり違憲状態であるとしながらも、違憲とはしないと判断を示した¹⁹⁷⁾。特に、参議院議員選挙の特徴であった「都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案の検討と集約が着実に進められ、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって違憲の問題が生ずる前記の不平等状態が解消される必要があるというべきである」ことにまで言及した点は、衆議院についての 2013 年判決を引用したことで基本原則の点で衆議院と参議院に差がないことを示した¹⁹⁸⁾ という意味で、注目できる。そして、4 裁判官が反対意見を示すに至った。

このこともあって、2015 年 7 月に 10 増 10 減の法改正がなされた。北海道、東京、愛知、兵庫、福岡で定数が各 2 増、宮城、新潟、長野で各 2 減されたが、中でも、鳥取・島根、徳島・高知の合区がなされ、各 2 減となり、戦後初めて、参議院において選挙区が都道府県を単位としないものが登場することとなった。これにより、最大較差は 2.97 倍（2016 年通常選挙公示時点では 3.08 倍）へと大幅に改善されたのである。

最高裁は、参議院の議員定数配分について、国会は衆議院の場合より広い立法裁量を有していると解してきたようである¹⁹⁹⁾。当然のことながら、判例が、参議院の議員定数不均衡についてほぼ 5 倍まで許容してきた根拠は不明である²⁰⁰⁾。また、違憲と断じた判断（事情判決）はまだない。そして、国会も、これに辛うじて触れないようにパッチ・ワークを繰り返してきた印象である。但し、近年は 5 倍弱でも違憲状態だとする判断、違憲判決に踏み込んだ少数意見が増えており、徐々に司法判断は厳しくなって²⁰¹⁾、2014 年判決は基準の合一化を図

るようになってきたと評価できよう。そして、国会も遂に耐えかねて、県境を消す合区を実施するに至ったというのが現状のように思われる。

(2) 通説的見解

1964 年判決当時、鶴飼信成が判例の立場に賛成し、これを「立法政策の問題」だとし、「憲法 14 条のいっている人種や性別による不平等が選挙権に存した場合に、裁判所は、必ずこれを違憲と判決することができなければならぬ」とは異なると述べている²⁰²⁾が、そのような主張は早晩稀になり、参議院議員選挙の議員定数不均衡について衆議院の場合と同程度の憲法上の要請があるのが主な論点となっていったように思われる。

芦部信喜は、半数改選が憲法上の原則であるので、参議院議員選挙の定数配分は、衆議院の場合と異なる人口比率の偏差があり得ると述べている²⁰³⁾。しかし他方、最高裁が、参議院の定数配分となると、選挙権を「国民主権に直結し表現の自由と並ぶ『優越的権利』(preferred rights)として位置づけ」ていない²⁰⁴⁾と批判し、「半数改選という参議院の特殊性(憲法 46 条)を否定することはできないにしても、定数配分は人口比例原則の枠内で考えるのが本筋であって、この原則からの乖離を特殊性を強調して正当化し、「広汎な裁量に委ねるのは、疑問である」とも述べている²⁰⁵⁾。そして、1983 年判決が、投票価値に到底看過できない著しい不平等を長期間放置した場合にのみ違憲判決を下すとしていることを激しく批判したのである²⁰⁶⁾。

確認しなければならないことは、芦部が総論的には参議院の特殊性を強く擁護する議論には否定的であるということである。具体的にも、現在の選挙区に当たる「地方区がその言葉どおり地域の代表を選出するための選挙区だとすれば、言うまでもなく国民代表の観念と矛盾をきたす」し、「憲法は」「半数交代制を定めているにとどまる」のであるから、それ「を運営していくうえで定数再配分が人口比例原則から大きく乖離する状態になり、その是正が都道府県を単位とする地方区制をとる限り不可能に近いのだとすれば、憲法原則である投

票価値の平等を生かすために、現行制度と異なる新しい選挙区制（たとえば関東、中部、近畿というような数県を単位とするブロック制）に変えるか、あるいは、「全国区一本に統一するように改めるか」が求められるとして、そこに「強い憲法の要請」があることを強調しているのである²⁰⁷⁾。更には、「国民の選挙権と関係のない要素を重視して選挙権を実質的に制限することは」、「社会学的代表の観念のような、憲法に根拠のある原則によってその正当性が証明されない限り、許されないと解する」²⁰⁸⁾ であり、「この一般原則自体は、衆議院と参議院とで異なるところはない」と明快に断言する²⁰⁹⁾ のである。

だが、衆議院と参議院は全く同じなのか。芦部は、参議院には「理の政治」が期待され、「人口比例を原則としながらそれを可能にする代表の方法を定めることは、最も望ましい『公正かつ効果的な代表』であり」、「憲法43条の趣旨にも適合する」と述べ、「正当化理由を挙証する責任は国側にある」とはしながらも、「その限りで衆議院と異なる非人口的要素を考慮に入れることは許される」と述べる²¹⁰⁾ のである。結果、衆議院については2対1を基準としながらも、参議院については「公正かつ効率的な代表の実現にとって真にやむを得ないと合理的に考えられる限り、人口比例の幅が衆議院の場合よりも若干は広くなる可能性があることを認めなければならない」²¹¹⁾ と述べ、また、「参議院の場合も、真にやむを得ない合理的な理由の存するかぎりにおいて、衆議院の場合よりも若干の緩和が認められるにとどまる」²¹²⁾ とも述べて、較差2倍を超えるケースを許容する可能性を認めたのである²¹³⁾。樋口陽一も同様の約2倍説である²¹⁴⁾ ほか、「衆議院と異なる質の代表の選出が求められる」ことに配慮したり²¹⁵⁾、参議院の独自性を根拠に衆議院より定数不均衡を認めたりする見解²¹⁶⁾ もある。

(3) 有力説の批判

通説に対する批判の先鋒は、芦部が衆議院と参議院で大差ないとしながら、参議院についてより大きな較差を認める理由がそう明快ではないというところ

を衝くであろう。「理の政治」の根本は個人の平等であろうから、第二院の存在意義を強調すべく、仮にそれを前面に出すとしても、選挙制度を変える（小選挙区か大選挙区かなど）か、選挙区の単位を変える（都道府県単位か地域ブロック単位かなど）かなど、「全国民の代表」であることを維持しつつ許容される方法を求めるべきであろう。また、定数不均衡問題についてはより厳格な司法審査基準を提唱してきた芦部が、参議院のそれについては「必要最小限度の手段」でなければならないことに言及していないのも、徹底していない。憲法 43 条は国会議員を「全国民の代表」と定めており、地域代表や職能代表のようなものは、身分代表が明らかに違憲であるのと同じで、前提とできない²¹⁷⁾。選挙権平等の要請は、衆議院か参議院かで憲法上も区別はなく、広汎な立法裁量に委ねられるものでもない²¹⁸⁾。参議院について基準を緩和する根拠は希薄である。

逆に「徹底して都道府県代表にしてしまって、2 名なら 2 名」²¹⁹⁾ を定数にするという提案や、憲法の枠内で参議院を「地方」の府とし、「投票価値の平等とは係わりなく選出する」という参議院の独自性を徹底した主張²²⁰⁾ もある。最たるものは、参議院には複選制・間接選挙制を導入できるという主張²²¹⁾ である。だが、この主張は、以上のことや、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」という憲法 43 条の文言、憲法 15 条などの解釈から直接選挙が前提とされること、日本国憲法が戦前の反省から間接選挙を厳しく禁じていると考えられること、参議院についても法律の制定で衆議院の優越が稀なケースでしか認められないなど、両院が比較的対等であること、参議院について議員選出の特則が見当たらないことから、外国の例では上院が州や地域の代表である例や間接選挙の例も多い²²²⁾ もの、それは比較憲法学の意図的な誤用であり²²³⁾、現行憲法下では論外であろう²²⁴⁾。立法に対する上院の影響力は増大しているとの評価²²⁵⁾ もあり、「ねじれ国会」を経て日本でも「強い参議院」が認識されたところである。参議院の独自性は、憲法上、任期、半数改選、解散がないことに求められるのであり、人口比率を無視してよい理由はない²²⁶⁾。

これ以外の地域代表色を強調する説の多くも、戦後長く続いた県単位の選挙区に固執し、これを当然とするのを出発点としている。そして、単に、県単位の選挙区を憲法が許容すると言うに止まらず、「独自の存在意義を認めるべきであり、その限りで、人口比例からの大きな逸脱を正当化する可能性が認められる」²²⁷⁾、「地方の代表（例えば都道府県の代表）とす」べき²²⁸⁾、「合区」「は、地方区を都道府県の地域代表と考える限り困難」²²⁹⁾、「地方自治権を人権としてとらえ直」す²³⁰⁾など、地方代表に配慮することが憲法の要請するところであるとの感触さえ感じられる²³¹⁾。権限の相対的に弱い参議院が独自性を発揮し、衆議院のカーボンコピーとしない²³²⁾ ためには、このことが肝要と言わなければならない。現在は大都市に居住していても農村部出身という人々にとっても、郷土の議席が剥奪され、「田舎」の素朴な声が届きにくくなるという共感を期待しているかのようである。過疎地から政治力まで削るな、という趣旨の地方紙の記事²³³⁾はこの実感を表している。1981年当時、最適配分法によっても較差は3.31倍にするのが限界であるとの研究²³⁴⁾もあり、その後の人口移動を加味すれば、都道府県を前提にする限りは非常に大きな較差が生じるのは明らかであった。

だが、仮に選挙区に地域色を残す意味があるとしても、それが「県」単位である必要はない²³⁵⁾。「固定観念」²³⁶⁾や「勝手な思い込み」²³⁷⁾に囚われたものである。憲法には「県」という文言はなく、地方自治の保障はあっても、基礎的自治体が市町村であることは一般的見解である。都道府県は、憲法上も、もともと独立国であるアメリカの州 (state) とも異なるのである²³⁸⁾。終戦直後、地方区 (当時) の半数改選の75議席を割り振るのに、当時46あった都道府県が単位として適当だっただけであろう。遂に、最高裁の意図を汲んで2つの合区がなされたが、なお3倍を超える較差を残しており、憲法上の強い原則である一人一票原則からすれば違憲の疑いが濃く²³⁹⁾、この方法では、更なる合区が相当に必要なだけであろう。

参議院議員は、憲法43条からして、衆議院議員と同じく、あくまでも「全

国民の代表」である²⁴⁰⁾。参議院は「民主的第二次院型」で「非対等型」の「民選議院」である²⁴¹⁾し、「拒否権」を有する「強力」で「能動的」な院²⁴²⁾として想定されている。参議院の第二院的性格が強調される場合があるが、いわゆる「ねじれ国会」以降に目立つのは、法律制定権限について衆議院と対等に近く、参議院は強いという指摘である。参議院議員通常選挙の帰趨は、2016 年もそうであったように、日本の命運を決することも多い。また、日本の権力分立は、国会対内閣ではなく、衆議院・内閣対参議院の方に生じ得る。こうなると、参議院の民主的正統性は衆議院に劣らず求められねばならず、人口比例であることは寧ろ肝要となろう²⁴³⁾。存在意義は、衆議院の行き過ぎを抑制し、政局の府である衆議院には届かない意見を拾うことなどにあり、衆議院の優越の薄い「法律」の制定においては、政権支持者より広範な国民多数の同意を要することを予定しているものである。そもそも、第二院があること自体が、衆議院で強行採決などの異常な決定がなされても、それを衆人環視の中に置き、通常は参議院で廃案にすることで民主過程を修繕する効用もあろう²⁴⁴⁾。

そして、戦後当初の議席配分と異なり、定数不均衡が指摘される中でも 47 都道府県のうち 34 県が一人区となったように、人口の偏在が著しくなった。衆議院と比べてみても、定数で優遇されてきた都道府県は鳥取、島根、高知、徳島、福井、佐賀など、西日本の農村部に偏り、長年冷遇されているのは東京や神奈川などの首都圏や大都市部である²⁴⁵⁾。32 の一人区のうち、中国・四国・九州だけで 13 (15 県) を数える。そして、このような状況で過剰代表を参議院に送れるのは長く自民党の金城湯池の西日本の農村部の県であり、これが、近時、政治を一定方向に導き、現在の右派優位の根源となっている²⁴⁶⁾。こういった保守色の強固な主に西日本の小さな県こそが、1989 年や 2007 年などのように稀に「反乱」を起こしては自民党を揺さぶる場合もある²⁴⁷⁾。近畿・東海・関東の大都市部の選挙区には基本的にこれはできない。定数で優遇されている県は、中央政府予算で、公共事業や地方交付税交付金の配分などで優遇されていると言われている²⁴⁸⁾。このことが農業に関する保護貿易を招いているとの

指摘もある²⁴⁹⁾。国際競争を考えても、農家1戸あたりの耕地面積が小さいことは農村人口がなお過剰であり、都市部の交通の混雑は社会資本の貧弱を示しており、過疎は可哀想という素朴な議論は必ずしも妥当しない²⁵⁰⁾。「『世論は都会』の方から出るが、『選挙はいなかで決定』という日本の選挙の矛盾」²⁵¹⁾は、形を変えながら、寧ろ大きくなっている。一人一票の原則に基づき、是正が行われるべきことは必須である。つまり、現行選挙制度は、決して、全国的な少数意見の尊重になっておらず、寧ろ逆の効果を有しており、矛盾している。参議院の独自性は、衆議院と異なる選挙制度（大選挙区制を基本とするもの）を採用し、本来の意味での少数意見を捨てることでこそ十分に発揮できよう。

実際に、近年の定数是正において、県境を超える合区がなされたが、その、徳島・高知も鳥根・鳥取も、2県合計では人口規模で特に大きいものでないばかりか、面積でも残る43都道府県の中位程度の規模である²⁵²⁾。これに続く同様の是正ができない理由はない。現在、「県庁や指定都市の胴元」と言われる地方銀行の合併も頻繁となり、交通・流通の発達により県境は容易に越えられるようになり、道州制論や、震災などの際に「がんばろう東北（九州）」というように地域ブロックでの連帯（絆）が叫ばれるようになると²⁵³⁾、参議院の選挙区が「県」単位の偶数配分でなければならない根拠は、実感としても希薄になってきた²⁵⁴⁾。現実には、43の「県」の中に9複数区、30の単独一人区、合区の4県と3階級が生じている²⁵⁵⁾ことも、その限界を示している。そもそも、人口比例が原則であれば、東京都の大きな特別区より人口の少ない県に定数2を自動的に配分することは、重大な憲法原則違反だったと言わざるを得ない。

県単位の選挙区の再考は、一人区と複数区が混在する、現行の参議院議員選挙の制度の見直しに繋がろう。或いは、道州制への導火線となる可能性も有している。そして、「投票価値」という言葉の多義性²⁵⁶⁾とは何かという議論を再燃させよう。小選挙区制について、芦部信喜は、早くも1957年に、「必要なのは2つの政党だけではない、少なくとも2つの政党が必要」なのであり、「政党機構の民主化」と「選挙人団の政治意識の近代化」を欠く小選挙区制の導入

は「ゲリマンダリングの弊を助長させるおそれがあり、幾つかの「留保を無視して、憲法政治の領域で市民権を主張することは許されない」と論じていた²⁵⁷⁾。小選挙区制については、全ての国会議員は国民代表であるべきとの憲法上の要請に反するという違憲論もあるが、選挙制度の選択は国会の立法裁量にあり、ゲリマンダリングでもなく、定数不均衡でなければ、特に違憲ではないとするのが通説である。しかし、それはどこに居住していても理論的な政治的インパクトが同じであることは必須条件ではあるまいか。参議院および都道府県・指定都市の議会においては、一人区と複数区が並存しており²⁵⁸⁾、言うまでもなく、前者の方が議会構成を大きく左右し、複数区のうちいわゆる二人区は、二大政党が議席を分け合う結果になり易く、政治的インパクトがほぼ皆無となる可能性が高いのである。定数不均衡との相乗効果で、小さな県の声はますます国政を左右するものとなっている。決して、大都市部の数の論理が衆議院で猛威を振るうので参議院でブレーキを、でもない²⁵⁹⁾。参議院にも、また、首長を直接選ぶ地方公共団体の議会にも、小選挙区制を導入する必要性は希薄であり、逆に政党を選ぶ比例代表制を導入する理由も特にないので、一般的な大選挙区制(定数7以上)か、いわゆる中選挙区制(定数3乃至5)で統一するべきであろう。参議院については「中国・四国」や「北関東」などの地域ブロックを選挙区とすることが導かれるように思われる²⁶⁰⁾。選挙制度の見直しが進んでいるか否かが立法府の検討実態をよく示そう²⁶¹⁾。

ところで、およそ議員定数不均衡が生じようもない比例区(旧全国区)の存在を、選挙区(旧地方区)における不均衡が衆議院以上に生じることの免罪符とする主張がある。2006年判決の那須弘平裁判官の、「選挙区選挙と比例代表選挙は」「一体のものとして設計され運用されている」ので、「全体としての投票価値の較差は、投票価値が均一な比例代表を合わせて一体のものとして計算すべきであ」って、「最大較差は」5.13倍ではなく「2.89倍」に収まるという補足意見はその典型である。だが、参政権の平等が選挙の各部に普く及ぶ憲法の強い要請であり、また、それを実施することが可能である以上、論外であら

う。仮に合算しても、2.89 倍の較差は十分に大きいと考えるべきである。

このほか、確かに、参議院が憲法の定めにより半数改選であることは、衆議院とは異なる事情であり、その特殊性として認めざるを得ない面もある²⁶²⁾。しかし、各選挙区の定数が偶数であることは憲法上の要請でもなく²⁶³⁾、このことを理由に最高裁が衆議院の倍の較差まで許容してきたように見える²⁶⁴⁾ことは疑問である。ある選挙区の定数が「3」と「4」を繰り返し、別の選挙区が「5」と「4」を繰り返すような調整も、平等の前には可能である²⁶⁵⁾。

そう考えると、選挙区における議員定数不均衡を正当化できる参議院の「特殊性」はほぼ消滅する²⁶⁷⁾。また、「歴史的遠隔、都市と農村との関係、経済、社会その他の要因」、「衆議院、参議院のそれぞれの在り方」などを考え出すと、「何が合理的な差別かを判断することは困難」²⁶⁸⁾になるばかりである。原則に戻り、衆議院より定数が少なく、かつ、選挙毎の定数で言えばそのまた半分になることを除き、一人区をやめれば、寧ろ調整は容易な筈である。既に都道府県を単位として構成することは崩壊しているのであって、抜本的な制度改正に基づく定数は正こそが憲法の要請であろう。それ以前に、衆議院と同じであるとすれば、なぜ最大較差 2 倍まで許容できるのかが疑問である²⁶⁸⁾。原点に戻り、1 対 1 原則以外の指針はないものと考えべきである²⁶⁹⁾。

併せて、判例は「合理的期間」という文言を用いず、衆議院議員選挙についての別表に 5 年の更正期間が明示されているのとの違いと、参議院議員の任期が 6 年と長いことという参議院の特殊性が働いていよう²⁷⁰⁾が、疑問である。

3 地方議会選挙に関する特例選挙区等に関する問題

(1) 判例の変遷

都道府県議会及び(政令)指定都市においても、議員定数不均衡問題は存在する²⁷¹⁾。原則として全体一区で選挙が行われるその他の市町村区の議会選挙ではこの問題は生じることなく、地方議会の議員定数不均衡問題とは、偏に、

都道府県と大都市の問題であることになる。指定都市では、その選挙区の性質が全体として大いに異なることは少なく、主に、都道府県、それも、人口規模や密度の異なる地域を幅広く抱える都道府県でよく発生した問題だと言えよう。世界的大都会と奥多摩の山間部や伊豆・小笠原諸島を抱える東京都が最大較差を抱えていることは、それを象徴する。特に、1962 年の公選法 266 条 2 項が、23 区を 1 つの選挙区と見做して、それ以外の俗に都下と呼ばれてきた地域との間で人口比例の定数配分を行い、これを 23 区の選挙区に配分する仕組みとしたため、23 区内にも議員定数不均衡が容易に生じることとなった²⁷²⁾。

最高裁は、衆議院の場合に近い判断を行っており、地方議会による定数配分がその合理的裁量の範囲内かどうかを判断していると言ってよい²⁷³⁾。通常の選挙区間においては長く、最大較差 3 倍未満が合憲の目安であった²⁷⁴⁾。

ただ、最高裁が、衆議院と異なる取扱いを認めてきたものに、いわゆる特例選挙区の問題がある。公職選挙法 271 条 (2013 年改正前は同条 2 項) は、1962 年には島嶼部についてのみこれを認めており、この時点で該当していたのは全国的に見ても東京都の島嶼部のみであった²⁷⁵⁾ が、1966 年改正の際に、当時、人口減少により消滅しかねない選挙区を救済すべく、1966 年 1 月 1 日時点で存在した選挙区は、一票の重みが当該都道府県平均の半分未満でも強制合区とはしないという例外として定められた。人呼んで「尻抜け条文」²⁷⁶⁾である。当分の間の措置であったが、現在まで続いている²⁷⁷⁾。東京では、1962 年から島部選挙区が、1992 年から千代田区選挙区が特例選挙区である²⁷⁸⁾。また、島嶼部の特例選挙区については憲法学説の殆ども違憲と言わず²⁷⁹⁾、訴訟原告が特に争わず²⁸⁰⁾、一般的にこれを除く最大較差が争点となってきたという経緯がある。

最高裁は、東京都議会議員選挙につき、最大較差が 7.45 倍に達していた 1981 年選挙に関し、「右較差が将来更に拡大するであろうことは東京都における人口変動の経緯に照らし容易に推測することができたにもかかわらず、東京都議会は極く部分的な改正に終始し、右較差を長期間にわたり放置したものとすべし、」公選法 14 条 7 「項の規定上要求される合理的期間内における是正

をしなかつたものであり、本件配分規定は、本件選挙当時、同項の規定に違反するものであつたと断定せざるを得ない」とした1984年判決²⁸¹⁾に続き、「本件配分規定のもとにおける前記の逆転現象については、公選法が全くこれを予定するものでない」とした1987年判決²⁸²⁾と、「人口比定数による全選挙区間の最大較差は、千代田区選挙区対武蔵野市選挙区間の1対2.75」で「逆転現象が依然として全選挙区間において52通りも存在し、定数2人の差のある顕著な逆転現象も6通りあった」のは「投票価値の不平等を正当化すべき特別の理由を見いだすことはできない」とした1991年判決²⁸³⁾で、公職選挙法15条違反とした。

しかし、最高裁は、千葉県議会に関する1989年判決²⁸⁴⁾で、公選法271条2項の「特例選挙区の設置が認められるかについては、客観的な基準が定められているわけではなく、「都道府県議会の判断がその裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決するほかはない」ので、離島でもない「海上郡、匝瑳郡、勝浦市の3選挙区を特例選挙区として存置したことは、同議会に与えられた裁量権の合理的な行使として是認することができる」としたのに続き、3日後、最大較差が4.52倍にも上り、逆転区も多かった兵庫県議会議員選挙に関する判決²⁸⁵⁾で、飾磨郡、佐用郡を特例選挙区としたことについて、「当該郡市の区域が島部のように地理的に極めて特殊な状況にあって、隣接の郡市の区域に合区することが著しく困難であるなどの特別の事情があることを要しない」とした。これらの判決は特例選挙区についての先例となった²⁸⁶⁾。続く、最大較差が5.02倍であった1993年の愛知県議会議員選挙に関する判決²⁸⁷⁾でも、南設楽郡、北設楽郡という「特例選挙区の設置の適否は、当該都道府県の行政施策の遂行上当該地域から代表を確保する必要性、隣接の都市との合区の困難性の有無・程度等に照らし、当該都道府県全体の調和ある発展を図るなどの観点からする都道府県議会の判断が裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決するほかはないところ、当該区域の人口が議員1人当たりの人口の半数を著しく下回る場合には、特例選挙区の設置を認める都道府県議

会の判断は、合理的裁量の限界を超えているものと推定するのが相当である」として、配当基数 3 分の 1 未満でも許容してしまった。東京都議会に関するものでも、1995 年判決²⁸⁸⁾は、「東京都議会」が「千代田区が我が国の政治的、経済的中枢として担ってきた歴史のかつ独自の意義、役割及び特別区制度における地域代表としての議員の必要性などを考慮し、東京都全体の調和ある発展を図るなどの観点から、千代田区選挙区を特例選挙区として存置することの必要性を判断し、地域間の均衡を図るための諸般の要素を考慮した上で、これを特例選挙区として存置することを決定した」ことを最大較差 3.52 倍でも「適法」とし、2009 年判決²⁸⁹⁾も最大較差 3.95 倍でも適法と認めた。この間、1921 年以来行政単位でもない「郡」を単位とする理由は参議院における「県」以上にならない²⁹⁰⁾、と批判されてきたが、2011 年地方自治法改正で都道府県議会の議員の定数は上限が撤廃され²⁹¹⁾、条例に委ねられた (90 条) ほか、2013 年公選法改正で、選挙区については、市、隣接する市と町村、隣接する町村を単位とすることとなり (15 条 1 項)、平成の大合併を経て「郡」の影が漸く消えてきた。

訴訟は長く絶えていたが、泉徳治元最高裁判事の訴えに応えた²⁹²⁾ 東京都議会に関する 2015 年判決²⁹³⁾も、「特例選挙区以外の選挙区間の人口の最大較差」が 1.92 倍であることは示しながら、特例選挙区を含む最大較差は示さないまま、これを適法としている。最高裁は、合憲となる較差の基準については衆議院と特に異ならないと判断しているように見受けられる²⁹⁴⁾。しかし、最高裁は、衆議院については想定していない特例選挙区制度を、法令が設けたことで黙認し、著しい場合のみを違法とはするが、特段、憲法問題にはして来なかった。

(2) 通説的見解

声部信喜は、「地方議会議員の定数についても、国会議員の場合の考え方が基本的に当てはまる」²⁹⁵⁾としつつ、「公選法が、『特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して (定数を) 定めることができる』とし (15 条 8 項但書)、人口比例の原則の修正を認めていることを考え合

わせると」、「衆議院の場合と異なるとくに厳しい準則が適用される趣旨とは解しがたい」と述べており、2対1原則の適用を示唆している²⁹⁶⁾。ただ、特例選挙区をどこまで許容するのかについては、特に論じていない。このほか、地方自治の本旨を重視して、「地方公共団体の区域が選挙区形成の要因とする場合においては、最大較差2倍までは許容される」とする説²⁹⁷⁾もある。

判例は、違法か違法でないかを判断しているようであるが、そもそも投票価値の平等は憲法の要請である²⁹⁸⁾。仮に、公職選挙法が地方議会に違憲の特例を認めているのであれば、それが違憲であるだけであり、或いは特定の都道府県議会等の定め方が違憲なのである。選挙区割りの原則は当事者である地方議会の手を離れ、法律で定められており、地方議会の自律によるものでもない点に特徴がある²⁹⁹⁾。しかし、学説の多くは、特例区を含め、このことを特に批判しているようでもなかった。このままでは、「選挙制度それ自体としてみればより厳格な裁判的コントロールが可能である地方議会については、選挙制度の仕組みを重視する解釈がなお通用している」³⁰⁰⁾ように思われる。

(3) 有力説の批判（の希薄さ）

憲法学説は、地方議会の定数不均衡を相対的に重要な問題と考えてこなかったのか、離島などに住む弱者保護の心情があったのかもしれないが、違憲論があまりなかったことは、原理原則からして疑問である。衆議院の議員定数不均衡についての議論が妥当とするのであれば、現行法令は端的に違憲であると言う以外にない筈である。そもそも、合憲性の判断の根拠として、下位法令である公職選挙法の条項そのものを挙げることは全く適切ではない。国に当てはまるものは地方でも当てはまるであろう³⁰¹⁾。このような人口比例原則からの逸脱を許容する公選法の合憲性、その下で特例選挙区を設置する、地方議会自身の定めた条例の合憲性が問われるべきである³⁰²⁾。特例選挙区についても、国政レベルで離島や隔絶された山間部への配慮が人口比例原則に反して憲法違反であるのなら、都道府県議会レベルでもそうだと考えるべきであろう³⁰³⁾。

要は、まさに衆議院と同じ厳格な基準が貫徹されるべきである³⁰⁴⁾。

逆に、いわゆる人口のドーナツ化現象により、首都機能や都道府県庁を擁する都心部の人口が減少したが、その際に、これら「1区」にはそれに相応しい定数を配分すべく、昼間人口数を考慮すべきとの主張もときに見受けられた。しかし、地方議会についても国政と何ら変わりがなく、昼間有権者数と夜間有権者数が異なるなどの反論もないではないが、生活の基盤で選挙権を行使するだけのことである³⁰⁵⁾し、当該都道府県外から流入した昼間人口も多分であろう³⁰⁶⁾し、昼間人口が多い地域の行政需要の把握は別の方法によるべきであろう³⁰⁷⁾。離島や隔絶された山間部について、まして都心について、国会議員選挙においても市町村議会議員選挙においても考慮すべきでないものが、偏に都道府県議会議員選挙で配慮すべきことになる理由は不明である。地域の均衡が真剣に検討されたかに司法審査の力点を置かねば、議会が是正を行わないのである³⁰⁸⁾。

だが、地方議会についても、人口比例原則と、選挙区画定の恣意的裁量忌避、議会が決定するという法定主義などがあり、そのために下位の行政区画などが用いられる点では、国の議会の場合と「本質的に同質のものであり、特段の違いはない」³⁰⁹⁾。総枠が、国と異なり、法律で、つまり当該議会の手を離れて決まる点が異なる。寧ろ、人口比例が明文で規定されている分、議員を選挙区代表、地域代表と捉えてよい理由はなく、島嶼部も含め、正当化するには相当の理由が必要であるように思われる³¹⁰⁾。不均衡の正当化はほぼ無理であろう。

このように考えると、地方議会についても、衆議院の場合とほぼ同じ基準で考えれば足り、1対1原則を貫徹し、機械的に行え³¹¹⁾ば足りよう³¹²⁾。また、2013年には単位としての郡の絶対化は崩れ、法定定数制度もなくなった。一人区・複数区の混在の解消も、法改正によってできる筈である。公職選挙法266条2項が東京23区をそれぞれ選挙区にするように命じていることも、その一部適用が違憲となる可能性が高い。近年の是正を経て、都道府県議会の選挙区1139のうち一人区が4割を超え、二人区と併せると7割に達している³¹³⁾ことは、議院内閣制構造ではない地方議会の構成に無用な影響を与えていよう。

憲法の要請からしても、抜本的な改革が必要な段階に至っている。

おわりに

以上のように考えると、一票の価値の平等はどの議会でも厳密に考えるべきことになろう。違憲審査基準は厳格審査基準であり、合憲性判断テストは1対1原則及び緊密性や連続性などの尊重による恣意的ゲリマンダーの排除と考えるべきであろう。コンピュータにより機械的に配分したものを合憲とする主張³¹⁴⁾までは妥当とは思えないが、数字の上での平等の徹底は、近代立憲主義国家の基本であり、可能な限り達成すべきものであり、既得権益に走りがちな議会がそれを実現するのに向けて、司法判断が監視し縛るべきである。

2016年1月、衆議院議長の諮問機関「衆議院選挙制度に関する調査会」は、小選挙区の区割り見直しを5年毎に義務付ける内容を盛り込んだ。しかし、これに早くも自党内などから不満が生じた。しかし、憲法違反の選挙を継続することは当然に許されず、議決が僅差なケースなどでは、立法や内閣総理大臣の指名に関してその正当性が疑われる危険もあり、延いては国益を害し、国民全体の利益にもならないことも考え得る。2016年5月20日、自民党主導で、小選挙区で0増6減、比例区で0増4減とする法案が成立し、2017年夏以降の導入に向けて、最大較差を2倍に収める区割り作業に入った³¹⁵⁾。アダムス方式³¹⁶⁾の導入は、2020年国勢調査に基づく2022年以降の総選挙からとなり、是正の時計は歩みが遅い³¹⁷⁾。ただ、何が究極的な合憲の姿なのか、憲法学界も（全国一区の比例代表制のような極論は除いて）十分な具体化を怠ってきた感がないでもない。定数は正は、衆議院についてはアダムス方式などにより原則として都道府県別に配分し、これをなるべく均等に小選挙区に割ること³¹⁸⁾、参議院選挙区や都道府県・指定都市議会はブロック制（大選挙区か、いわゆる中選挙区制で統一すること）とすることで、憲法上許容される範囲に収まる可能性が見えてきている。裁判所もこれらを例示しつつ、違憲無効の危険性を示しつつ、国

会が、それ以上に不均衡も不公平もない区割りを示すことで、立憲主義国家として恥ずかしくない結論を速やかに仕上げるのが望まれる。

問題は、以上の憲法上の要請を国会が果たさない場合である。どのような訴訟と司法的救済が憲法上可能かについて論じることが、筆者の次の課題である。

- 1) 君塚正臣「付随的違憲審査制の活性化に向けて」関西大学法学論集 52 巻 6 号 81 頁、86 頁及び 90-91 頁 (2003) 参照。
- 2) 筆者はかつて、議員定数不均衡問題を演習のテーマとして取り上げたことがある。君塚正臣「演習 憲法」法学教室 406 号 140 頁 (2014)。本稿以下は、いわばこの出題の解答例としての性格もある。清宮四郎『憲法 I』〔第 3 版〕141 頁 (有斐閣、1979) も、「是正される必要があることは明らかである」と断じていた。以下に引用するもののほか、桜井昭平「議員定数の不均衡と平等原則」法律のひろば 29 巻 5 号 26 頁 (1976)、芳野勝「議員定数配分の不均衡と平等選挙」高知短期大学社会科学論集 38 号 1 頁 (1979)、小野拓美「議員定数配分訴訟めぐる判例の動向と問題点」法律のひろば 34 巻 5 号 11 頁 (1981)、横坂健治「投票価値の平等と議員定数不均衡の基本問題」早稲田法学会誌 33 号 317 頁 (1983)、大島稔彦「議員定数は是正に関する法的諸問題」立法と調査 122 号 47 頁 (1984)、阿部照哉「議員定数の不均衡と平等原則」法律のひろば 39 巻 5 号 25 頁 (1986)、中村陸男『論点憲法教室』96-113 頁 (有斐閣、1990)、桐山桂一「一票の格差、違憲ラインは 2 倍時代に」世界 818 号 33 頁 (2011)、釜田泰介「司法審査制の下での立法部と司法部の権力関係」同志社法学 63 巻 5 号 91 頁 (2011)、南野森「1 票の格差」法学教室 427 号 8 頁 (2016) など参照。
- 3) 議員定数不均衡事案の違憲の水準を語るのにデータとその (数理的) 処理は大切である。日本の憲法学界は基礎のデータが伴わないという、福田博元最高裁判の苦言もある。福田博 (山田隆司 = 嘉多山宗編)『福田博オーラル・ヒストリー——「一票の格差」違憲判断の真意』131-132 頁 (ミネルヴァ書房、2016)。
- 4) 宮川淑「議員定数配分の是正」ジュリスト 812 号 24 頁 (1984) 参照。レヴェラーズとは市民・兵士グループのこと。
- 5) イギリスの定数不均衡是正については、森脇俊雅「イギリスの議員定数再配分・選挙区再編成」法と政治 44 巻 3=4 号 1 頁 (1993)、宮川淑「議員定数配分の人口比例の意味」獨協大学英語研究 40 号 53 頁、54-56 頁 (1993)、同「イギリスでは最大 4.41 倍の選挙人数格差」同 45 号 77 頁 (1996) など参照。近時、是正は保守党に有利に働いたと言う。近年のものとして、甲斐祥子「投票価値の平等を求めて」帝京法学 28 巻 2 号 23 頁 (2013) も参照。

- 6) 浅野博宣「投票価値の平等について」安西文雄ほか『憲法学の現代的論点』〔第2版〕439頁、439-440頁（有斐閣、2009）。
- 7) 制限選挙時代からの選挙制度史については、上條末夫「議員定数の論理」駒澤大学法学部研究紀要43号1頁（1985）が詳しい。
- 8) 堀江湛「選挙区制」ジュリスト増刊総合特集『選挙』52頁、53-54頁（1985）。
- 9) 藤田博昭「議員定数不均衡の是正に関する試論」都市問題61巻4号61頁、63頁（1970）、
柚正夫「議員定数は是正」ジュリスト812号28頁、31頁（1984）。
- 10) 川野秀之「定数は是正をどう実現するか」ジュリスト増刊総合特集『選挙』71頁、74頁（1985）。
- 11) 1934年3月10日第60回帝国議会衆議院衆議院議員選挙法改正法律案委員会における森田政義議員の質問及び斎藤隆夫政府委員の答弁。三浦隆「議員定数論」関東学院大学文学部紀要14号71頁、73-74頁（1974）より引用。
- 12) 芦部信喜『憲法と議会政』366頁（東京大学出版会、1971）。1票が最も軽かった鹿児島2区（川内市、阿久根市など）は、議員1人あたりの人口が192037人、最も重かった愛媛1区（松山市、北条市など）が127591人であった。両選挙区が、それぞれ西日本の中規模都市を中心とするものであったことは、日本の地域や産業構造の違い、ましては政治風土によるバイアスも特になく、偶然生じた機械的な較差であったことを推測させる。
- 13) 同上同頁。
- 14) 前田寛「議員定数不均衡是正に関する若干の問題」前編 徳山大学論叢14号31頁、34頁（1980）。
- 15) 芦部前掲註12) 書367頁。
- 16) 宮川前掲註4) 論文25頁。
- 17) 君塚正臣「民主主義は幻想か？ーリンカーン」野田進=松井茂記編『新・シネマで法学』58頁、68-70頁（有斐閣、2014）など参照。併せて、君塚正臣「日本戦後史ー日本国憲法の理念と国際関係の現実の狭間で」同編『高校から大学への法学』〔第2版〕55頁（法律文化社、2016）も参照。
- 18) 渡辺良二「国民主権と民主主義の土俵はいかに修復されるべきか」法学セミナー377号31頁（1986）。
- 19) 柚前掲註9) 論文31頁。
- 20) 東京高判昭和37年4月18日行集13巻4号514頁。
- 21) 芦部前掲註12) 書367-368頁。
- 22) 同上369-372頁参照。

- 23) 堀江前掲註 8) 論文 53 頁。
- 24) 芦部前掲註 12) 書 374 頁。
- 25) 同上 525 頁。有権者数で見ると、大阪 3 区と兵庫 5 区の較差は約 4.4 倍であった。同書同頁。当時の状況については、日本弁護士連合会「選挙制度改正に関する意見」法律のひろば 25 巻 10 号 82 頁 (1974) も参照。
- 26) 米最高裁判決は、下院選挙について、州内の投票価値の徹底した平等を求めたものであり、州毎の定数は連邦憲法で決まり、最低でも 1 であるので、例えば、2005 年当時、モンタナ州は全米平均の 0.727 の代表しか出していないが、ワイオミング州は 1.335 の代表を出しているなどの不均衡は生じる (日本の衆議院小選挙区の平均では最低が東京の 0.847、最高が高知の 1.605 であった)。また、米上院は各州 2 なので、カリフォルニア州の 0.164 からワイオミング州の 11.618 までの較差がある。川浦昭彦「予算ニュートラルな議席配分の実現」学士会会報 869 号 77 頁、79 頁表 1 (2008) 参照。総じて、アメリカの議席配分は全体で見ると小州に有利である。一森哲男「連邦制における議員定数の配分アルゴリズムについて」情報処理学会論文誌 50 巻 12 号 127 頁、135 頁 (2009)。
- 27) 詳しくは、土屋正三「議員定数と人口の不均衡—アメリカにおける問題」自治研究 38 巻 7 号 25 頁 (1962)、網中政機「議員定数不均衡と不当区画」名城法学 37 巻別冊 491 頁、511 頁以下 (1985)、中谷実『アメリカにおける司法積極主義と消極主義』301 頁以下 (法律文化社、1987)、畑博行「アメリカ合衆国最高裁判所と議員定数再配分問題」広島法学 14 巻 4 号 211 頁 (1991)、リチャード・ニイミ (森脇俊雅訳)「アメリカ合衆国議員定数再配分・選挙区再編成小史」法と政治 42 巻 4 号 115 頁 (1991)、「議員定数不均衡は正訴訟の日米比較」中大英米法学 33 号 13 頁 (1993)、森脇俊雅「アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成」法と政治 45 巻 2 号 1 頁 (1994)、同「2000 年代の議員定数再配分と選挙区画再編成」同 58 巻 2 号 1 頁 (2007)、網中政機「小選挙区における定数不均衡は正の立法的問題」選挙研究 12 号 122 頁、125 頁以下 (1997) など参照。一般に、樋口範雄『アメリカ憲法』498 頁以下 (弘文堂、2011)、松井茂記『アメリカ憲法入門』〔第 7 版〕408 頁 (有斐閣、2012) など参照。カナダについては、森脇俊雅「カナダの議員定数再配分・選挙区再編成」法と政治 46 巻 4 号 1 頁 (1995) など参照。
- 28) 369 U.S. 186 (1962).
- 29) 越山康「議員定数不均衡訴訟の原告として」自由と正義 31 巻 7 号 17 頁 (1980)、山口邦明「判批」法学セミナー 734 号 35 頁 (2016)。
- 30) 376 U.S. 1 (1964).
- 31) See, Kirkpatrick v. Preisler, 394 U.S. 526 (1969); Wells v. Rockefeller, 394 U.S. 542 (1969); White v. Weiser, 412 U.S. 783 (1973); Karcher v. Daggett, 462 U.S. 725 (1983). 松井前掲

- 註 27) 書 408 頁注 15 参照。
- 32) 377 U.S. 533 (1964).
- 33) 米州議会の定数は正については、中邨章「議員定数不均衡とその司法的処理（上、下）」都市問題 67 卷 2 号 78 頁、3 号 74 頁（1978）、宮川淑「有資格選挙人数、人口、登録選挙人数」獨協大学英語研究 44 号 61 頁（1996）など参照。アメリカの各州議会では、一党支配が強まっていたことも弊害であった。中邨論文（上）91 頁。
- 34) See, DANIEL P. TOKAJI, ELECTION LAW IN A NUTSHELL, 72-74 (2013).
- 35) 粕谷祐子「『一票の格差』をめぐる規範理論と実証分析」年報政治学 2015-1 90 頁、93 頁（2015）。
- 36) 佐竹寛「公正の原理と議員定数再配分」中大法学新報 97 卷 7=8 号 1 頁、3 頁（1991）。
- 37) 野村修右「問われる議員定数」法学セミナー 237 号 106 頁（1975）。
- 38) 最大判昭和 51 年 4 月 14 日民集 30 卷 3 号 223 頁。本件評釈には、佐藤功「判批」法学セミナー 255 号 8 頁（1976）、伴喬之輔「判批」法律のひろば 29 卷 9 号 43 頁（1976）、矢野邦雄「判批」判例評論 210 号 11 頁（1976）、樋口陽一「判批」判例タイムズ 337 号 2 頁（1976）、S・H・E「判批（上、中、下）」時の法令 931 号 45 頁、時の法令 932 号 49 頁、933 号 45 頁（1976）、野中俊彦「判批」ジュリスト臨時増刊 642 号『昭和 51 年度重要判例解説』12 頁（1977）、同「判批」雄川一郎編『行政判例百選Ⅱ』418 頁（1979）、吉田善明「判批」小林直樹編『憲法の判例』〔第 3 版〕22 頁（1977）、同「判批」樋口陽一＝野中俊彦編『憲法の基本判例』〔第 2 版〕55 頁（1996）、千葉勇夫「判批」民商法雑誌 76 卷 1 号 97 頁（1977）、越山安久「判批」ジュリスト 617 号 62 頁（1976）、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇昭和 51 年度』129 頁（法曹会、1977）、同「判批」法曹時報 31 卷 8 号 90 頁（1979）、横川博「判批」甲南法学 17 卷 1 号 83 頁（1977）、浜田純一「判批」法学協会雑誌 95 卷 1 号 219 頁（1978）、越路正巳「判批」大東法学 6 号 103 頁（1979）、戸松秀典「判批」法律時報 52 卷 6 号 20 頁（1980）、山本浩三「判批」芦部信喜＝高橋和之編『憲法判例百選Ⅱ』〔第 3 版〕322 頁（1994）、安西文雄「判批」杉原泰雄＝野中俊彦編『新判例マニュアル憲法Ⅰ』214 頁（三省堂、2000）、野坂泰司「判批」法学教室 303 号 61 頁（2005）、井上典之「判批」法学セミナー 609 号 91 頁（2005）、毛利透「判批」佐藤幸治＝土井真一編『判例講義憲法Ⅱ』215 頁（悠々社、2010）、畑尻剛「判批」中央ロー・ジャーナル 7 卷 1 号 65 頁（2010）、高作正博「判批」宇賀克也ほか編『行政判例百選Ⅱ』〔第 6 版〕452 頁（2012）、山元一「判批」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅱ』〔第 6 版〕326 頁（2013）などがある。このほか、伊藤正己ほか「座談会・議員定数違憲判決をめぐって」ジュリスト 617 号 14 頁（1976）、和田英夫「衆議院議員定数違憲判決とその問題点」判例時報 811 号 3 頁（1976）、鈴木法日見「議員定数不均衡問題についての若干の考察」宮城教育大学紀要 13 号 162 頁（1978）、越山康「わが在野

法曹グループの論旨—衆院定数訴訟における事情判決的处理と問題解決の実効性について(最大判昭51.4.14、最大判昭60.7.17)自由と正義38巻5号52頁(1987)などもある。

- 39) 伊藤ほか同上33頁[清水馨八郎]。
- 40) 常本照樹「議員定数判決の構造」法学教室81頁、84頁(1998)。
- 41) 千葉前掲註38)評釈103頁。
- 42) 伊藤ほか前掲註38)座談会15頁[清水馨八郎]。地理学者の清水は、「選挙権は不平等だ—大都会の一票は田舎の3分の1の値打しかない。そこに現代政治の狂いの原因があるのだ」文芸春秋37巻2号74頁(1959)を公表し、1962年には実際に訴訟を提起していた。
- 43) 芦部信喜『憲法訴訟の現代的展開』316頁(有斐閣、1981)。
- 44) 410 U.S. 315 (1973)。
- 45) 芦部前掲註43)書318頁。但し、「州議会の選挙についてはいくぶん緩やかである」との評価もある。松井前掲註27)書408頁注15。See, Abate v. Mundt, 403 U.S. 182 (1971); White v. Regester, 412 U.S. 755 (1973)。州の選挙であれば、数学的に平等になるように区割りした場合を基準として、それより過大な割合と過小な割合の和が10%までなら憲法上許容されるとする判決もある。Gaffney v. Cummings, 412 U.S. 735 (1973)。樋口前掲註27)書499頁注23参照。
- 46) 芦部同上320頁。
- 47) 同上321頁。
- 48) 同上328頁。
- 49) 辻村みよ子『「権利」としての選挙権』218頁(勁草書房、1989)。この時期までの選挙区毎の状況については、高橋和之「議員定数配分に関する統計資料」法学志林74巻2=3号125頁(1977)など参照。
- 50) 東京高判昭和53年9月11日行集29巻9号1596頁、東京高判昭和53年9月13日行集29巻9号1621頁。共通の評釈には、清水陸「判批」ジュリスト臨時増刊693号『昭和53年度重要判例解説』12頁(1979)、久保田きぬ子「判批」判例評論240号7頁(1979)、大宮莊策「判批」芦部信喜編『憲法判例百選Ⅱ』262頁(1980)、長谷部恭男「判批」自治研究56巻9号110頁(1980)などがある。このほか、佐藤功「議員定数不均衡に関する2つの判決」法学セミナー290号20頁(1979)などがある。
- 51) 東京高判昭和55年12月23日行集31巻12号2619頁。本件評釈には、芦部信喜「判批」ジュリスト臨時増刊743号『昭和55年度重要判例解説』9頁(1981)、米沢広一「判批」法学セミナー313号92頁(1981)、長尾一紘「判批」判例評論269号11頁(1981)、吉

- 川和宏「判批」上智法学論集25巻1号219頁(1981)、中原精一「判批」明治大学短期大学紀要33号85頁(1983)などがある。このほか、阿部照哉「東京高裁『議員定数配分比率1対2違憲判決』の意義と問題点」ジュリスト735号85頁(1981)などもある。
- 52) 最大判昭和58年11月7日民集37巻9号1243頁。本件評釈には、野中俊彦「判批」ジュリスト806号21頁(1984)、中村睦男「判批」ジュリスト臨時増刊815号『昭和58年度重要判例解説』11頁(1984)、江見弘武「判批」同28頁、山本浩三「判批」民商法雑誌91巻3号408頁(1984)、野中俊彦「判批」法学セミナー351号30頁、34頁(1984)、都築弘「判批」法律のひろば37巻2号54頁(1984)、田中館照橋「判批」法令解説資料総覧38号212頁(1984)、はやし・しうぞう「判批(1-4)時の法令1206号56頁、1207号57頁、1209号54頁、1210号44頁(1984)、江見弘武「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇昭和58年度』484頁(法曹会、1984)同「判批」法曹時報40巻6号948頁(1988)、渡辺良二「判批」法と政治35巻1号107頁(1984)、前田寛「判批」徳山大学論叢22号143頁(1984)、遠藤比呂通「判批」法学協会雑誌103巻3号189頁(1986)、などがある。このほか、篠沢一ほか「鼎談・衆議院定数大法廷判決と代表制のあり方」ジュリスト806号6頁(1984)、越山康ほか「座談会・衆院定数配分大法廷判決と最高裁」法学セミナー349号16頁(1984)などもある。
- 53) 最大判昭和60年7月17日民集39巻5号1100頁。本件評釈には、濱野惺「判批」ジュリスト850号50頁(1985)、同「判批」法曹時報38巻8号1959頁(1986)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇昭和60年度』277頁(法曹会、1989)、森英樹「判批」法学セミナー370号32頁(1985)、同「判批」ジュリスト臨時増刊862号『昭和60年度重要判例解説』14頁(1986)、はやし・しうぞう「判批(上、中、下)時の法令1261号44頁、1262号55頁、1263号58頁(1985)、田中館照橋「判批」法令解説資料総覧49号137頁(1985)、高部正男「判批」選挙38巻9号4頁(1985)、長尾英彦「判批」京大法学院誌院生論集14号25頁(1985)、小林武「判批」民商法雑誌94巻4号502頁(1986)、中村睦男「判批」法学セミナー375号38頁(1986)、戸松秀典「判批」判例評論326号16頁(1986)、井端正幸「判批」上田勝美編『ゼミナール憲法裁判』〔増補版〕104頁(法律文化社、1994)、安念潤司「判批」芦部信喜ほか編『憲法判例百選Ⅱ』〔第4版〕328頁(2000)、内藤光博「判批」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅱ』〔第6版〕330頁(2013)、毛利透「判批」佐藤幸治=土井真一編『判例講義憲法Ⅱ』217頁(悠々社、2010)などがある。このほか、阿部照哉「議員定数違憲判決と選挙の効力」法律時報57巻11号51頁(1985)、高野敏樹「衆議院議員定数不均衡違憲判決の意義と課題」田園調布学園大学紀要19号120頁(1986)、越山前掲註38)文献などもある。
- 54) 今村成和「議員定数配分規定の違憲問題と最高裁」田中二郎追悼『公法の課題』51頁、61頁(有斐閣、1985)。

- 55) 土屋正三「衆議院議員定数配分の抜本的改正について(上、下)」自治研究 64 巻 3 号 34 頁、4 号 2 頁 (1988)、中村睦男「衆議院議員定数は正の成立と最高裁判決」北大法学集 40 巻 5=6 号 77 頁、85 頁以下 (1990) など参照。
- 56) 辻村前掲註 49) 書 237 頁同旨。
- 57) 最大判昭和 63 年 10 月 21 日民集 42 巻 8 号 644 頁。違憲・事情判決とすべしという奥野久之裁判官の反対意見がある。本件評釈には、松永邦男「判批 (1、2・完)」選挙 41 巻 5 号 1 頁、6 号 1 頁 (1988)、遠藤比呂通「判批」ジュリスト臨時増刊 935 号『昭和 63 年度重要判例解説』14 頁 (1989)、日比野勤「判批」法学教室 101 号別冊附録『判例セレクト'88』9 頁 (1989)、青柳馨「判批」法曹時報 41 巻 12 号 3612 頁 (1989)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇昭和 63 年度』301 頁 (法曹会、1989)、鈴木法日児「判批」法学 55 巻 5 号 86 頁 (1991) などがある。
- 58) 大阪高判昭和 62 年 10 月 12 日行集 38 巻 10 号 1199 頁。本件評釈には、戸波江二「判批」法学セミナー 399 号 99 頁 (1988) などがある。このほか、宮地基「議員定数不均衡の合憲性判定基準」六甲台論集 35 巻 4 号 31 頁 (1989) などもある。
- 59) 最大判平成 5 年 1 月 20 日民集 47 巻 1 号 67 頁。本件評釈には、千葉勝美「判批」ジュリスト 1022 号 112 頁 (1993)、同「判批」法曹時報 45 巻 9 号 2058 頁 (1993)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇平成 5 年度』37 頁 (法曹会、1994)、同「判批」ジュリスト増刊『最高裁時の判例 1 公法編』59 頁 (2003)、山本浩三「判批」法学教室 152 号 134 頁 (1993)、辻村みよ子「判批」民商法雑誌 109 巻 3 号 504 頁及び 535 頁 (1993)、清水睦「判批」法律のひろば 46 巻 6 号 46 頁 (1993)、長岡徹「判批」法学セミナー 463 号 32 頁 (1993)、千田淳「判批」選挙 46 巻 3 号 1 頁 (1993)、渡邊久丸「判批」島大法学 37 巻 3 号 127 頁 (1993)、前田寛「判批」徳山大学論叢 39 号 65 頁 (1993)、岩間昭道「判批」ジュリスト臨時増刊 1046 号『平成 5 年度重要判例解説』22 頁 (1994)、渡辺康行「判批」法学教室 162 号別冊附録『判例セレクト'93』9 頁 (1994)、青野洋士「判批」判例タイムズ 852 号『平成 5 年度主要民事判例解説』314 頁 (1994)、小林武「判批」南山法学 18 巻 3 号 153 頁 (1994) などがある。このほか、森英樹「議員定数大法院判決と『政治改革』論」法律時報 65 巻 7 号 2 頁 (1993) などもある。
- 60) 当時の状況については、大宮武郎「衆議院の議員定数は正小委員会と野党系の統一案の模索」名古屋経済大企業法研究 3 号 31 頁 (1990)、前田英昭「議員定数の是正をめぐる問題状況」法律のひろば 45 巻 10 号 66 頁 (1992) など参照。
- 61) 最大判平成 7 年 6 月 8 日民集 49 巻 6 号 1443 頁。本件評釈には、大橋寛明「判批」ジュリスト 1078 号 71 頁 (1995)、同「判批」法曹時報 48 巻 4 号 1039 頁 (1996)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇平成 7 年度』539 頁 (法曹会、1998)、同「判批」ジュリスト増刊『最高裁時の判例 1 公法編』63 頁 (2003)、日比野

- 勤「判批」法学教室 183号 80頁 (1995)、兵谷芳康「判批」選挙 48巻 9号 1頁 (1995)、前田寛「判批」徳山大学論叢 46号 89頁 (1996)、安西文雄「判批」法学教室 196号 26頁 (1997)、同「判批」杉原泰雄＝野中俊彦編『新判例マニュアル憲法Ⅰ』216頁 (三省堂、2000)、野中俊彦「判批」民商法雑誌 115巻 6号 930頁 (1997) などがある。コンパニオンケースである訟務月報 42巻 3号 597頁の評釈には、今関源成「判批」法学教室 186号別冊附録『判例セレクト'95』9頁 (1996) などがある。
- 62) 現在、台湾の立法委員選挙は2008年以降、日本の衆議院と類似の選挙制度を採用している (原住民族を除く)。民進党は一時、併用制への変革を提案していたが、国民党の分裂を契機に並立制維持に転じている。こういった点も含め、興味深い。曾琳雁「台湾における選挙制度改革について」同志社政策科学院生論集 2号 49頁 (2013)。
- 63) 小林良彰「議員定数不均衡に関する計量分析」都市問題 82巻 7号 75頁、83頁図 2 (1991) によれば、小選挙区 6、比例区 4 の割合でシュミレーションすれば、得票率に比して、当時の自民党だけが議席率が高い結果を得られることが予想し得た。
- 64) 堀内勇作＝斉藤淳「選挙制度改革に伴う議員定数配分格差の是正と補助金配分格差の是正」レヴァイアサン 32号 29頁、35頁 (木鐸社、2003)。
- 65) 君塚正臣「憲法保障システムとしての選挙制度考—「護憲」する小選挙区比例代表並立制」関西大学法学論集 51巻 1号 140頁 (2001) 参照。
- 66) 最大判平成 11年 11月 10日民集 53巻 8号 1441頁。本件評釈には、辻村みよ子「判批」ジュリスト 1176号 58頁 (2000)、野中俊彦「判批」民商法雑誌 122巻 6号 863頁 (2000)、只野雅人「判批」法学セミナー 542号 108頁 (2000)、植垣勝裕「判批」法律のひろば 53巻 6号 56頁 (2000)、大橋寛明「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説 民事篇平成 11年度』720頁 (法曹会、2000)、同「判批」ジュリスト 1192号 212頁 (2001)、同「判批」法曹時報 54巻 1号 219頁 (2002)、同「判批」ジュリスト増刊『最高裁時の判例 1 公法編』65頁 (2003)、林俊之「判批」判例タイムズ 1065号『平成 12年度主要民事判例解説』362頁 (2001)、榎透「判批」九大法政研究 67巻 4号 1133頁 (2001) などがある。コンパニオンケースである民集 53巻 8号 1577頁の評釈には、石田榮仁郎「判批」ジュリスト臨時増刊 1179号『平成 11年度重要判例解説』18頁 (2000)、毛利透「判批」佐藤幸治＝土井真一編『判例講義憲法Ⅱ』218頁 (悠々社、2010)、只野雅人「判批」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅱ』〔第 6 版〕336頁 (2013) などがある。ところで、福田前掲註 3) 書 134頁は、「頭が固い」担当調査官のことを批判する。同日、小選挙区制、重複立候補制についても合憲とする判断が下されている。
- 67) 最判平成 13年 12月 18日民集 55巻 7号 1647頁。本件評釈には、大橋寛明「判批」ジュリスト 1231号 174頁 (2002)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説 民事篇平成 13年度』905頁 (法曹会、2002)、同「判批」ジュリスト増刊『最高裁時の

判例1 公法編』71頁(2003)、同「判批」法曹時報56巻2号257頁(2004)などがある。コンパニオンケースである民集55巻7号823頁の評釈には、阪本勝「判批」ジュリスト1233号114頁(2002)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇平成13年度』917頁(法曹会、2002)、同「判批」ジュリスト増刊『最高裁時の判例1 公法編』109頁(2003)、井上典之「判批」民商法雑誌126巻3号389頁(2002)、皆川治廣「判批」法令解説資料総覧244号113頁(2002)などがある。

- 68) 最判平成17年9月27日判時1991号96頁。本件評釈には、梶哲教「判批」民商法雑誌134巻4=5号693頁(2006)などがある。
- 69) 最大判平成19年6月13日民集61巻4号1617頁。本件評釈には、増田稔「判批」ジュリスト1347号56頁(2007)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇平成19年度』467頁(法曹会、2008)、同「判批」法曹時報61巻7号2376頁(2009)、同「判批」ジュリスト増刊『最高裁時の判例6 平成18～20年』23頁(2010)、井上禎男「判批」法学セミナー633号112頁(2007)、同「判批」同635号104頁(2007)、木下和朗「判批」ジュリスト臨時増刊1354号『平成19年度重要判例解説』10頁(2008)、辻村みよ子「判批」法学教室330号別冊附録『判例セレクト2007』3頁(2008)、植木淳「判批」法学セミナー増刊『速報判例解説』2号11頁(2008)、吉野内謙志「判批」別冊判例タイムズ22号『平成19年度主要民事判例解説』318頁(2008)、赤川理「判批」首都大東京・東京都立大法学会雑誌50巻1号283頁(2009)などがある。このほか、岡田順太「選挙制度の立法政策と裁量の限界」東北文化学園大総合政策論集7巻1号105頁(2008)などもある。
- 70) 最大判平成23年3月23日民集65巻2号755頁。本件評釈には、榎透「判批」法学セミナー679号116頁(2011)、片桐直人「判批」法学セミナー増刊『速報判例解説』9号27頁(2011)、平井直也「判批」法律のひろば64巻8号53頁(2011)、大津浩「判批」国際人権22号153頁(2011)、大竹昭裕「判批」青森法政論叢12号115頁(2011)、後藤浩士「判批」日本経大論集41巻1号111頁(2011)、岡田信弘「判批」ジュリスト臨時増刊1440号『平成23年度重要判例解説』8頁(2012)、赤坂正浩「判批」法学教室377号別冊付録『判例セレクト2011-I』3頁(2012)、初宿正典「判批」民商法雑誌146巻4=5号452頁(2012)、渡辺康行「判批」判例評論637号12頁(2012)、岩井伸晃=小林宏司「判批」ジュリスト1428号56頁(2011)、同=同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇平成23年度』133頁(法曹会、2012)、同=同「判批」ジュリスト増刊『最高裁時の判例7 平成21年～平成23年』46頁(2014)、同=同「判批」法曹時報66巻7号282頁(2014)、篠原永明「判批」法学論叢171巻2号140頁(2012)、安西文雄「判批」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選II』〔第6版〕338頁(2013)、藤田宙靖「判批」法の支配171号86頁(2013)、横山真通「判批」行政判例研究会編『平成23年行政関係判例解説』23頁(ぎょうせい、2013)、足立治朗「判批」法学協会雑誌131巻7号

166頁(2014)などがある。このほか、宍戸常寿「最高裁判決で拓かれた『一票の較差』の新局面」世界804号20頁(2010)、長谷部恭男「1人別枠方式の非合理性」ジュリスト1428号48頁(2011)[以下、長谷部前掲註70]I論文、と引用]、同「投票価値の較差を理由とする選挙無効判決の帰結」法学教室380号38頁(2012)、新井誠「衆議院議員小選挙区選挙の『一人別枠方式』の違憲状態と立法裁量統制—最大判平成23.3.23の検討」法律時報83巻7号1頁(2011)、宍戸常寿「一票の較差をめぐる『違憲審査のゲーム』—投票価値の平等」論究ジュリスト1号41頁(2012)、岡田信弘「2011(平成23)年最高裁大法廷判決の憲法学的研究」選挙研究28巻2号5頁(2012)、矢口俊昭「立法裁量論」戸松秀典=野坂泰司編『憲法訴訟の現状分析』212頁(有斐閣、2012)、棟居快行「選挙無効訴訟と国会の裁量—衆議院の選挙区割りをめぐる最高裁平成25年11月20日大法廷判決を素材として」レファレンス766号5頁(2014)などもある。

- 71) 長谷部前掲註70) I論文54頁。
- 72) 広島高判平成25年3月25日判時2185号36頁。本件評釈には、曾我部真裕「判批」法学教室401号別冊附録『判例セレクト2013-1』8頁(2014)などがある。
- 73) 広島高岡山支判平成25年3月26日判例集未登載。本件評釈には、斎藤久「判批」法学セミナー703号142頁(2013)、片桐直人「判批」法学セミナー増刊『新・判例解説Watch』14号19頁(2014)などがある。このほか、桐山桂一「衆院選は『違憲・無効』の衝撃—一票の格差訴訟が迫る『一人一票』」世界843号20頁(2013)などもある。
- 74) 最大判平成25年11月20日民集67巻8号1503頁。本件評釈には、岩井伸晃=林俊之「判批」ジュリスト1470号64頁(2014)、赤坂正浩「判批」ジュリスト臨時増刊1466号『平成25年度重要判例解説』8頁(2014)、西村枝美「判批」法学セミナー増刊『新・判例解説Watch』14号35頁(2014)、横山真通「判批」法律のひろば67巻5号56頁(2014)、棟居快行「判批」レファレンス766号5頁(2014)、倉田玲「判批」判例評論666号2頁(2014)、篠原永明「判批」法学論叢175巻5号109頁(2014)、大竹昭裕「判批」青森法政論叢15号121頁(2014)、山元一「判批」法学教室413号別冊附録『判例セレクト2014-1』3頁(2015)、田口治美「判批」行政判例研究会編『平成25年行政関係判例解説』18頁(ぎょうせい、2015)、合原理映「判批」千葉商大論集52巻2号67頁(2015)、赤川理「判批」信州大学法学論集27号295頁(2016)などがある。このほか、高見勝利「『政治のヤブ』からの退却—2012年総選挙『一票の較差』訴訟最高裁判決を読む」世界853号128頁(2014)、光延忠彦「平成24年衆院選の定数訴訟最高裁判決について—政治参加としての『権利』と投票参加における『正統性』」選挙67巻1号10頁(2014)、佐々木雅寿「衆議院小選挙区制の下での最高裁と国会との継続的対話」高見勝利古稀記念『憲法の基底と憲法論』755頁(信山社、2015)などもある。コンパニオンケースである裁民245号1頁の評釈には、斎藤久「判批」法学セミナー709号118頁(2014)、中川登

志男「判批」専修法研論集54号137頁(2014)などがある。

- 75) 赤川前掲註74) 評釈311頁。
- 76) 最大判平成27年11月25日民集69巻7号2035頁。本件評釈には、衣斐瑞穂「判批」ジュリスト1491号81頁(2016)、工藤達朗「判批」ジュリスト臨時増刊1492号『平成27年度重要判例解説』8頁(2016)、佐々木雅寿「判批」法学教室430号127頁(2016)、堀口悟郎「判批」法学セミナー738号120頁(2016)、武田芳樹「判批」法学セミナー増刊『新・判例解説 Watch』web掲載(2016)、君塚正臣「判批」判例評論690号2頁(2016)、滝川聡史「判批」選挙時報65巻2号1頁(2016)、山口前掲註29) 評釈などがある。
- 77) 渡辺前掲註70) 評釈15頁。
- 78) 橋本公巨『日本国憲法』213頁(有斐閣、1980)。
- 79) 小嶋和司『憲法概説』346頁(良書普及会、1987)。
- 80) 同上347頁。
- 81) 青木一男「国会議員定数配分規定の違憲問題の基本点について」ジュリスト680号89頁、97頁(1978)。
- 82) 八木欣之介「議員定数不均衡問題について」帝京法学27巻2号47頁、60頁(2011)は、「人口の都市集中の波にあわせて人口比例による選挙制度の改革を進めてきた今、まさに、日本民族の滅亡する『そのとき』が近づいている」と述べる。筆者は元自治官僚。
- 83) 野村敬造「選挙に関する憲法上の原則」清宮四郎=佐藤功編『憲法講座3—国会・内閣』129頁、130頁(有斐閣、1964)。また、福田元最高裁判判官は、「平均からの乖離」で一貫させてきたと言う。福田前掲註3) 書163頁。
- 84) 野村同上137頁。
- 85) 同上138頁。
- 86) 関野康治「『公正かつ効果的な選挙』の確保に係るいくつかの問題とその検討」新島学園短期大学紀要27号63頁、71頁(2007)。筆者は行政書士。
- 87) 芦部前掲註12) 書268頁。
- 88) 同上同頁。
- 89) 野村敬造「『選挙区、投票の方法』と平等原則」佐藤功古稀記念『日本国憲法の理論』201頁、203頁(有斐閣、1986)。
- 90) 同上209-210頁。
- 91) 岩間昭道『憲法綱要』189-190頁(尚学社、2011)。
- 92) 辻村前掲註59) 評釈512頁。佐藤幸治『日本国憲法論』407-408頁(成文堂、2011) 同旨。

- 93) 藤井俊夫『憲法と人権Ⅰ』117頁（成文堂、2008）。
- 94) 和田前掲註38）論文4頁。
- 95) 芦部は、1996年の日本公法学会総会の講演において、「憲法改正・選挙区制改正問題をめぐる議論に参加したこと、いくつかの憲法訴訟にかかわったこと、あるいは靖国懇（閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会）などで学説を圧する巨大な政治の力を実感した」と述べている。芦部信喜『宗教・人権・憲法学』219頁（有斐閣、2000）。
- 96) 芦部信喜『憲法訴訟の理論』214頁（有斐閣、1973）
- 97) 芦部前掲註12）書377頁。
- 98) 芦部前掲註43）書325頁。
- 99) 同上328-329頁。芦部信喜『憲法学Ⅲ』〔増補版〕63頁（有斐閣、2000）でもこのことは繰り返されている。
- 100) 芦部信喜『憲法』〔新版補訂版〕133頁（岩波書店、2000）。同書第6版（高橋和之補訂）141頁（2015）も同じ。
- 101) 芦部前掲註99）書66頁。
- 102) 戸松秀典『平等原則と司法審査』317-318頁（有斐閣、1990）。
- 103) 辻村みよ子『憲法』〔第5版〕326頁（日本評論社、2016）。辻村は、後述のように1対1原則説である。
- 104) 芦部前掲註99）書73頁。同書は、奥平康弘＝杉原泰雄編『憲法学（4）』115頁（有斐閣、1976）〔高橋和之〕、吉田善明「議員定数の不均衡と法の下での平等」小林直樹編『憲法の判例』〔第3版〕27頁（有斐閣、1977）などを挙げている。このほかに、深瀬忠一「選挙権と議員定数配分」小嶋和司編『憲法の争点』〔新版〕162頁、165頁（有斐閣、1985）など。
- 105) 芦部前掲註12）書378頁。
- 106) 同上380頁。
- 107) 芦部前掲註99）書74頁。
- 108) 芦部前掲註12）書381頁。
- 109) 芦部前掲註43）書324頁。
- 110) 岡原昌男「投票価値平等の理論」ジュリスト1003号82頁、85頁（1992）。
- 111) 藤馬龍太郎「議員定数の不均衡」法学セミナー215号88頁、92頁（1973）、杉原泰雄『憲法Ⅱ』186頁（有斐閣、1989）、千葉前掲註38）評釈105頁など。
- 112) 今村成和「議員定数配分規定違憲問題と最高裁」法学セミナー356号77頁、82頁（1984）。
- 113) 戸波江二『憲法』〔新版〕206頁（ぎょうせい、1998）。

- 114) 奥平康弘『憲法Ⅲ』412 頁 (有斐閣、1993) は 2 倍説を採り、1 対 1 説を、厳密に解せば非現実的で、緩く解せば 2 倍説と「本質は同じ」であると批判する。
- 115) 戸松秀典『憲法訴訟』〔第 2 版〕418 頁 (有斐閣、2008)
- 116) 芦部前掲註 12) 書 392 頁。初出はジュリスト 366 号 40 頁 (1967)。
- 117) 併用制でなく並立制ではやや小選挙区の過剰感もないではないが、それをもって違憲であるとは言い難い。但し、フランス式の小選挙区二回投票制は「総」選挙と言えるか、憲法上やや疑問がある。個人的には、現行制度に付加して、定数 10 程度の全国区を設け、総理大臣候補にはそこでの立候補を推奨するような仕組みを提唱したい。
- 118) 芦部前掲註 12) 書 376 頁。初出はジュリスト 304 号 40 頁 (1964)。
- 119) 芦部前掲註 43) 書 325 頁。
- 120) 同上 325 頁。
- 121) 川岸令和ほか『憲法』〔第 4 版〕248 頁 (青林書院、2016) [藤井樹也] 同旨。
- 122) 平賀健太「一人一票・一票同値 (3)」判例時報 1028 号 3 頁、4 頁 (1982)。
- 123) 渡辺前掲註 18) 論文 32 頁。
- 124) 辻村前掲註 49) 書 238 頁。
- 125) 安念潤司「いわゆる定数訴訟について (2)」成蹊法学 25 号 61 頁、88 頁 (1987)。
- 126) 福田前掲註 3) 書 164 頁。
- 127) 吉田善明『日本国憲法論』〔第 3 版〕334 頁 (三省堂、2003)。
- 128) 和田進「議員定数配分における非人口的要素について」神戸大学教育学部研究集録 62 集 13 頁、18 頁 (1979) は、第 1 次池田内閣から大平内閣までを見ると、閣僚の 81.0% が平均より過剰選挙区から選ばれており、2 回以上経験者では 90.6% に及んでいると指摘する。
- 129) 同上 15-16 頁同旨。
- 130) 長尾前掲註 51) 評釈 15 頁。但し、同評釈が続けて、「日本における選挙法制が多数選挙制を前提とする以上、」「アメリカの判例に現われた数値的基準を参照すべき」とするのは誤りであろう。当時の衆議院議員選挙は中選挙区制であるから少数代表制であり、この学説に従えば、寧ろアメリカは参考にならない理屈である。
- 131) 山口和人「海外法律情報」ジュリスト 1142 号 89 頁 (1998) など参照。
- 132) このほか、韓国憲法裁判所の判断は、偏差の許容基準を $100 \pm 50\%$ を基準 (単純には 3 倍まで) としながら、全選挙区のうち $100 \pm 33.3\%$ 、 $100 \pm 50\%$ 、 $100 \pm 60\%$ のそれぞれから外れる選挙区がいくつあるかも検証している。牧野力也『「一票の較差」の違憲

- 審査基準に関する考察」筑波法政 54 号 51 頁、69 頁注 103 (2013) 参照。
- 134) 大宮武郎「90 年の国勢調査と衆議院議員定数の抜本是正・緊急案」ジュリスト 982 号 32 頁、38 頁 (1991)。
- 134) 鈴木宜則「議員定数不均衡の限界」鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編 54 巻 55 頁、65 頁 (2003)。
- 135) 篠原ほか前掲註 52) 座談会 13 頁 [篠原一]。
- 136) これについて、英米の小選挙区制の下の 1.5 倍程度より基準は緩和できるとする、はやし前掲註 52) 評釈 (4) 49 頁 (1984) の主張もあるが、技術的には無論、定数が多い選挙区間の調整の方が簡単である。特に、中選挙区時代の衆議院や参議院地方区で頻出した逆転区の解消は、選挙区相互間での定数の譲渡で済み、極めて簡便である。辻村前掲註 59) 評釈 513 頁同旨。但し、この種の議論は、選挙制度の選択と平等選挙の要請が主客転倒するという問題を抱えている。
- 137) 芦部前掲註 99) 書 67 頁。
- 138) 最大判昭和 58 年 4 月 27 日民集 37 巻 3 号 345 頁。本件評釈には、高野真澄「判批」ジュリスト 794 号 13 頁 (1983)、松沢浩一「判批」同 19 頁、野中俊彦「判批」法学セミナー 342 号 16 頁 (1983)、同「判批」同 351 号 36 頁 (1984)、はやし・しうぞう「判批 (14)」時の法令 1186 号 56 頁、1187 号 58 頁、1188 号 54 頁、1189 号 58 頁 (1983)、山本浩三「判批」民商法雑誌 89 巻 6 号 848 頁 (1984) [以下、山本前掲註 (138) I 評釈、と引用]、同「判批」判例評論 300 号 23 頁 (1984) [以下、山本前掲註 (138) II 評釈、と引用]、神長勲「判批」季刊実務民事法 4 号 174 頁 (1984)、村上敬一「判批」法曹時報 40 巻 7 号 1203 頁 (1984)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇昭和 58 年度』161 頁 (法曹会、1984)、松田聡子「判批」上智法学論集 27 巻 1 号 183 頁 (1984)、渡辺良二「判批」法と政治 35 巻 1 号 107 頁 (1984)、辻村みよ子「判批」芦部信喜=高橋和之編『憲法判例百選 II』〔第 3 版〕326 頁 (1994) などがある。このほか、久保田きぬ子「参議院地方選出議員定数訴訟に対する第 2 の最高裁大法廷判決について」判例時報 1077 号 3 頁 (1983)、野中俊彦「参院定数不均衡合憲判決についての若干の考察」同 7 頁、今村前掲註 112) 論文などもある。
- 139) 辻村前掲註 49) 書 228 頁。なお、このことと選挙権に関して権利説であることは必然ではない。二元説によっても、憲法 15 条の要請から、一票の価値の平等については強い縛りがあると考えられる。他方、選挙が国家機関の基礎的な作用である以上、公務性が皆無という点には若干の疑問があるが、そのことによって国民に課せられる義務として具体的に生じるものは浮かばない。また、このことが広汎な立法裁量を導くとする説は憲法 15 条を軽視したものとして否定できよう。

- 140) 高橋和之「定数不均衡違憲判決に関する若干の考察」法学志林74巻4号79頁、83頁(1977)、松井茂記『日本国憲法』〔第3版〕415頁(有斐閣、2007)。高橋和之=大石眞編『憲法の争点』〔第3版〕162頁(有斐閣、1999)[和田進、浦部法穂=戸波江二編『法科大学院ケースブック憲法』449頁(日本評論社、2005)[今関源成]は、「参政権」の判例として取り上げているほか、『憲法判例百選』も1980年のⅠ・Ⅱ分冊後は「参政権」の章で纏めており、時代が下がるとこの問題を「平等権」や「国会」ではなく「参政権」の章で取り上げる例が増えてきている。
- 141) 君塚正臣『性差別司法審査基準論』123頁以下(信山社、1996)など参照。
- 142) このほか、憲法44条但書が明示するとする説もある。長尾一紘『日本国憲法』〔第3版〕169頁(世界思想社、1997)。しかし、そうだとすると、地方議会の議員定数不均衡は憲法上許容されることになり、疑問である。
- 143) 例えば、杉原泰雄=只野雅人『憲法と議会制度』270頁(法律文化社、2007)。併せて、杉原泰雄『国民主権と国民代表制』359頁以下(有斐閣、1983)も参照。
- 144) 参政権に関する学説については、林田和博『選挙法』36-41頁(有斐閣、1958)、杉原泰雄編『講座憲法学の基礎—憲法学の基礎概念Ⅱ』79頁以下(勁草書房、1983)[伊藤良弘]など参照。
- 145) 辻村前掲註49) 書224頁以下。
- 146) 同上233頁。しかし、前註111) に示すように、杉原泰雄は2倍説である。
- 147) 辻村みよ子『選挙権と国民主権』113頁(日本評論社、2015)。
- 148) 糠塚康江「議員定数配分の不平等」法律時報62巻6号38頁、39頁(1990)。
- 149) この客観情勢は、辻村みよ子「選挙権の法的性格と選挙人資格」高見勝利古稀記念『憲法の基底と憲法論』342頁(信山社、2015)も認める。
- 150) 遠藤前掲註52) 評釈198頁同旨。
- 151) 衣斐前掲註76) 評釈84頁。
- 152) 網中政機「議員定数不均衡の是正」日本法政学会法政論叢28号11頁、17頁(1992)、阪本昌成『憲法理論Ⅱ』292頁(成文堂、1993)、渋谷秀樹『憲法』〔第2版〕217頁(有斐閣、2013)、長谷部恭男『憲法』〔第6版〕176頁(新世社、2014)、松井前掲註140) 書416頁、長尾前掲註142) 書170頁など。高橋和之『立憲主義と日本国憲法』〔第3版〕161頁(有斐閣、2013)も「厳格審査が必要」とする。戸松前掲註102) 書325-326頁同旨。その他、厳格審査であることは圧倒的有力と言えよう。君塚正臣「二重の基準論の応用と展望」横浜国際経済法学17巻2号1頁(2008)など参照。
- 153) 松井茂記『二重の基準論』309頁(有斐閣、1994年)。

- 154) 浦部法穂『憲法学教室』〔第3版〕551頁（日本評論社、2016年）。同書は、「原則は、あくまでも1対1」だが、「技術上やむをえず生ずる」較差は許容し、しかし、「1対2」を超えたらどんな事情があろうとも違憲と」するとする。松井前掲註140）書416頁同旨。
- 155) 1985年当時は、市町村を単位に選挙区を作らねばならないという主張がある程度強かった。森清「議員定数は正は6・6案しかない」エコノミスト63巻16号50頁、51頁（1985）。併せて、同「衆議院議員定数は正案」自治研究61巻1号3頁（1986）、同「衆議院議員定数は正について」同62巻10号3頁（1987）も参照。これに対する反論として、大宮武郎「議員定数は正の自民党案に対する再論と定数は正“新”案（比例配分案）」中京大学教養論叢26巻4号31頁（1986）、同「衆議院議員定数の“抜本的”是正と大・中選挙制の併用案」同28巻2号1頁（1987）がある。
- 156) 和田淳一郎「定数配分と区割り」選挙研究28巻2号26頁、37頁（2012）は、衆議院の区割りで、唯一番地まで用いて、「練馬区田柄」のうち3丁目1-13番と5丁目1-20番だけが東京10区で残りが9区であるのは、3丁目8・9番に自衛隊宿舎があるためであると指摘している。ゲリマンダーの疑いはないか。
- 157) 和田前掲註128）論文22頁。
- 158) この点については、向井久了「議員定数は正裁判」帝京法学13巻1号197頁、214頁（1982）同旨。
- 159) 池尻久和=久礼義一「我が国議会政治復権への一試論（2）」関西外国語大学研究論集34号139頁、146頁（1981）。
- 160) 同上147頁。
- 161) 田中英夫『英米法研究1—法形成過程』208頁（東京大学出版会、1987）。初出はジュリスト830号41頁（1985）。
- 162) 同上209頁。
- 163) *Brown v. Thompson*, 462 U.S. 835, 842 (1983). *See also*, *Evenwel v. Abbott*, 136 S. Ct. 1120 (2016) ; *Harris v. Arizona Independent Redistricting Commission*, 136 S. Ct. 1301 (2016). 人種的ゲリマンダリングの例として、*Alabama Legislative Black Caucus v. Alabama*, 135 S. Ct. 1257 (2015) も参照。*Arizona Legislature v. Arizona Independent Redistricting Commission*, 135 S. Ct. 2652 (2015) は、州議会が選挙区割りの権限を独立の選挙区割委員会に委ねることも、違憲ではないとしている。
- 164) *Karcher v. Daggett*, 462 U.S. 725 (1983).
- 165) 田中前掲註161）書210-211頁。同様に、福田前掲註3）書152頁は、「『倍数論』というのには現在に至るまでである。最高裁判決として理論的にまかり通っている」と批判している。

- 166) 1964 年の参議院選挙違憲訴訟の原告はそうである。佐々木雅寿「衆議院定数不均衡訴訟違憲判決」論究ジュリスト 17 号 54 頁、56 頁 (2016)。
- 167) 作問忠雄「現代選挙法の諸問題」芦部信喜編『岩波講座現代法 3—現代の立法』125 頁、141 頁 (岩波書店、1965)。
- 168) 粕谷前掲註 35) 論文 96 頁。LH 指標とは、総定数に対する選挙区 i の定数比を S_i とし、人工総数に対する選挙区 i の人口比を P_i として $1/2 * \sum |S_i - P_i|$ で算出されるもので、選挙制度全体で見たときに、衡平な代表からのズレを示す数値となる。浅場祐樹「被治者間の政治的な平等」現代韓国朝鮮研究 5 号 22 頁、24 頁 (2005)。
- 169) 粕谷同上 98 頁図 1、99 頁図 2 参照。
- 170) 同上 103-105 頁。同様に、根岸毅「議員定数配分の是正と民主主義 (1)」慶大法学研究 58 巻 4 号 1 頁 (1985) も、「 $((有権者数)/(定数 + 1) + 1) * 定数$ 」で国政への影響力を計算しても、1964 年の不均衡は寧ろ拡大したとの結論に達している。同「同 (2・完)」同 5 号 1 頁、10 頁以下 (1985) は、適切な議席配分を提案する。
- 171) 仮に、極端に優遇された選挙区と冷遇された選挙区が 1 つずつあり、他の選挙区は全く平等であったとき、LH 指標は 0 に近く、かなり衡平な代表に近いと言え、選挙制度全体としてはかなり望ましい状態である。しかし、冷遇選挙区の有権者としては、寧ろ極端な差別を受けていると言え、裁判所によって違憲と宣言されるべき状態であると言えよう。
- 172) 憲法上問題であるのは人口比であって有権者比ではない、との反論もありそうであるが、両者は誤差の範囲内であり、これをもって較差が認識できない理由にはなるまい。
- 173) 小林武前掲註 59) 評釈 173 頁など同旨。これに対し、中川前掲註 74) 評釈 160 頁以下、中選挙区制に戻し、較差 1.4 倍程度以内に収めることを提唱する。
- 174) 根本俊男「情報技術を選挙制度デザインに活かす試み」IT News Letter 1 巻 1 号 2 頁、3 頁 (2005)。
- 175) 根本俊男 = 堀田敬介「一票の重みの格差から見た小選挙区数」選挙研究 21 号 169 頁、177 頁 (2006) は、小選挙区の数が 280-320 の間では 1.747 倍が限界であると算出している。
- 176) 根本俊男 = 堀田敬介「平成大合併を経た衆議院小選挙区制区割環境の変化と一票の重みの格差」日本オペレーションズ・リサーチ学会和文論文誌 53 巻 90 頁、105 頁 (2010)。
- 177) 君塚正臣「続・憲法保障システムとしての選挙制度考—『護憲』する強い参議院—「日本国」は死出の旅に出たのか」横浜国際社会科学研究所 18 巻 6 号 1 頁 (2014) 参照。
- 178) 得票率と議席率の関係も、概ね比例していたと思われる。松沢前掲註 138) 評釈 20 頁参照。これが第 2 回通常選挙から崩れ出すという。同評釈 21 頁。

- 179) 辻村前掲註 49) 書 218 頁。
- 180) 最大判昭和 39 年 2 月 5 日民集 18 卷 2 号 270 頁。本件評釈には、田中真次「判批」ジュリスト 294 号 46 頁 (1964)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇昭和 39 年度』31 頁(法曹会、1965)、芦部信喜「判批」ジュリスト 296 号 48 頁(1964)、同「判批」小林直樹編『憲法の判例』〔第 2 版〕22 頁 (1971)、鶴飼信成「判批」判例評論 66 号 1 頁 (1964)、S・H・E「判批」時の法令 490 号 50 頁 (1964)、林田和博「判批」民商法雑誌 51 卷 5 号 836 頁 (1965)、田口精一「判批」法学研究 38 卷 3 号 79 頁 (1965)、新井隆一「判批」法学セミナー 173 号 106 頁 (1970)、山本浩三「判批」芦部信喜編『憲法判例百選』〔第 3 版〕34 頁 (1974)、安西文雄「判批」杉原泰雄＝野中俊彦編『新判例マニュアル憲法 I』218 頁 (三省堂、2000) などがある。このほか、小林孝輔「議員定数の不均衡と選挙権の平等」法律のひろば 17 卷 4 号 4 頁 (1964)、越山康「議員定数配分の違憲審査について (1、2)」同 17 卷 4 号 9 頁、5 号 23 頁などもある。関連して、このような立場は裁判官には広くあるのか、元札幌地裁所長である平賀健太「一人一票・一票同値 (1)」判例時報 1028 号 3 頁、4 頁 (1982) は、投票価値の平等を要請する憲法上の根拠はないと批判していた。但し、平賀の平等観は、同「同 (4)」同 1029 号 3 頁、6 頁 (1982) に示されるように、ハイエクの思想に染まり、憲法の保障は「法の適用における平等」であるとする立場であり、今日では取り上げる必要はないものであろう。
- 181) 最判昭和 41 年 5 月 31 日集民 83 号 623 頁。
- 182) 東京高判昭和 48 年 7 月 31 日行集 24 卷 6=7 号 726 頁。本件評釈には、越路正巳「判批」大東法学 2 号 279 頁 (1975)、田中真次「判批」判例評論 177 号 13 頁 (1973) などがある。
- 183) 最判昭和 49 年 4 月 25 日判時 737 号 3 頁。本件評釈には、S・H・E「判批」時の法令 863 号 48 頁 (1974)、樋口陽一「判批」ジュリスト臨時増刊 590 号『昭和 49 年度重要判例解説』6 頁 (1975) などがある。
- 184) 芦部前掲註 12) 書 526 頁。
- 185) 最判昭和 61 年 3 月 27 日判時 1195 号 66 頁。本件評釈には、辻村みよ子「判批」法学教室 71 号 114 頁 (1986)、小林武「判批」南山法学 10 卷 4 号 147 頁 (1987) などがある。
- 186) 最判昭和 62 年 9 月 24 日判時 1273 号 35 頁。本件評釈には、野中俊彦「判批」民商法雑誌 98 卷 6 号 839 頁 (1988)、平井伸治「判批」選挙 41 卷 3 号 21 頁 (1988) などがある。
- 187) 最判昭和 63 年 10 月 21 日判時 1321 号 123 頁。本件評釈には、長岡徹「判批」ジュリスト臨時増刊 935 号『昭和 63 年度重要判例解説』16 頁 (1989)、矢口俊昭「判批」法学教室 101 号別冊附録『判例セレクト'88』10 頁 (1989)、前田寛「判批」徳山大学論叢 31 号 61 頁 (1989) などがある。

- 188) 最大判平成 8 年 9 月 11 日民集 50 巻 8 号 2283 頁。本件評釈には、川神裕「判批」ジュリスト 1101 号 88 頁 (1996)、同「判批」法曹時報 51 巻 2 号 183 頁 (1999)、同「判批」ジュリスト増刊『最高裁時の判例 1 公法編』73 頁 (2003)、辻村みよ子「判批」ジュリスト臨時増刊 1113 号『平成 8 年度重要判例解説』21 頁 (1997)、同「判批」高橋和之ほか編『憲法判例百選Ⅱ』〔第 5 版〕340 頁 (2007)、藤野美都子「判批」法学教室 198 号別冊附録『判例セレクト '96』10 頁 (1997)、久留島群一「判批」法律のひろば 50 巻 9 号 72 頁 (1997)、井上典之「判批」判例評論 459 号 22 頁 (1997)、西村枝美「判批」九大法政研究 64 巻 2 号 145 頁 (1997)、金子順一「判批」判例タイムズ 978 号『平成 9 年度主要民事判例解説』274 頁 (1998)、安西文雄「判批」杉原泰雄＝野中俊彦編『新判例マニュアル憲法Ⅰ』220 頁 (三省堂、2000)、毛利透「判批」佐藤幸治＝土井真一編『判例講義憲法Ⅱ』221 頁 (悠々社、2010) などがある。このほか、安西文雄「立法裁量論と参議院選挙区における投票価値の平等—参議院定数訴訟、最高裁大法廷平成 8 年 9 月 11 日判決をめぐって」月刊法学教室 196 号 26 頁 (1997) などもある。
- 189) 最大判平成 10 年 9 月 2 日民集 52 巻 6 号 1373 頁。本件評釈には、大泉淳一「判批」選挙時報 47 巻 12 号 1 頁 (1998)、西川知一郎「判批」ジュリスト 1148 号 327 頁 (1999)、同「判批」法曹時報 51 巻 11 号 2812 頁 (1999)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇平成 10 年度』704 頁 (法曹会、1999)、同「判批」ジュリスト増刊『最高裁時の判例 1 公法編』79 頁 (2003)、高見勝利「判批」ジュリスト臨時増刊 1157 号『平成 10 年度重要判例解説』18 頁 (1999)、岩間昭道「判批」法学教室 222 号別冊附録『判例セレクト '98』6 頁 (1999)、只野雅人「判批」法学セミナー 534 号 105 頁 (1999)、小林武「判批」判例評論 484 号 18 頁 (1999)、前田寛「判批」徳山大学論叢 52 号 165 頁 (1999) などがある。
- 190) 最大判平成 12 年 9 月 6 日民集 54 巻 7 号 1997 頁。本件評釈には、只野雅人「判批」法学セミナー 552 号 114 頁 (2000)、同「判批」ジュリスト臨時増刊 1202 号『平成 12 年度重要判例解説』20 頁 (2001)、同「判批」法学教室 246 号別冊附録『判例セレクト '00』6 頁 (2001)、井上典之「判批」民商法雑誌 124 巻 6 号 822 頁 (2001)、西川知一郎「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇平成 12 年度』708 頁 (法曹会、2001)、同「判批」ジュリスト 1217 号 108 頁 (2002)、同「判批」法曹時報 54 巻 1 号 269 (2002)、同「判批」ジュリスト増刊『最高裁時の判例 1 公法編』85 頁 (2003)、前田寛「判批」徳山大学総合経済研究所紀要 23 号 45 頁 (2001)、岡田裕光「判批」法学ジャーナル 70 号 47 頁 (2001) などがある。福田前掲註 3) 書 146 頁は、「投票価値の平等については国会の裁量というのではない、というのが私の意見なんです」と述べ、結果、国会の裁量を認めた多数意見から「広い」という文言が消えた経緯を証言している。
- 191) 但しそれでも、2005 年当時の定数 200 のタイ上院の県別最大較差が 2.81 倍なのに、146 議席の日本の参議院の選挙区部分のそれが 5 倍超であることは指摘できよう。川浦前掲

註 26) 論文 79 頁表 1 参照。

- 192) 最大判平成 16 年 1 月 14 日民集 58 卷 1 号 56 頁。本件評釈には、福井章代「判批」ジュリスト 1280 号 120 頁 (2004)、野中俊彦「判批」法学教室 286 号 4 頁 (2004)、常本照樹「判批」民商法雑誌 131 卷 1 号 112 頁 (2004)、新井誠「判批」法学セミナー 594 号 68 頁 (2004)、江原勲＝北原昌文「判批」判例地方自治 253 号 8 頁 (2004)、大石和彦「判批」白鷗法学 24 号 145 頁 (2004)、寺島壽一「判批」ジュリスト臨時増刊 1291 号『平成 16 年度重要判例解説』13 頁 (2005)、藤井樹也「判批」法学教室 294 号別冊付録『判例セレクト 2004』4 頁 (2005)、近藤敦「判批」法学セミナー 605 号 122 頁 (2005)、福井章代「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇平成 16 年度』19 頁 (法曹会、2005)、福井章代「判批」法曹時報 58 卷 11 号 117 頁 (2006)、姜光文「判批」法学協会雑誌 123 卷 5 号 254 頁 (2006)、東亜由美「判批」行政判例研究会編『平成 16 年行政関係判例解説』56 頁 (ぎょうせい、2006)、岡本寛「判批」法学 73 卷 5 号 142 頁 (2009)、林知更「判批」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅱ』〔第 6 版〕340 頁 (2013) などがある。このほか、合原理映「参議院議員定数不均衡訴訟における最高裁判所の立法裁量論 (1、2・完)」千葉商大論集 47 卷 1 号 145 頁 (2009)、2 号 151 頁 (2010) などがある。コンパニオンケースである民集 58 卷 1 号 1 頁の評釈には、小林武「判批」民商法雑誌 131 卷 1 号 97 頁 (2004)、太田幸夫「判批」判例タイムズ臨時増刊 1184 号『平成 16 年度主要民事判例解説』274 頁 (2005) などがある。
- 193) 最大判平成 18 年 10 月 4 日民集 60 卷 8 号 2696 頁。本件評釈には、木下智史「判批」ジュリスト臨時増刊 1332 号『平成 18 年度重要判例解説』6 頁 (2007)、谷口豊「判批」ジュリスト 1337 号 100 頁 (2007)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇平成 18 年度』1034 頁 (法曹会、2007)、同「判批」法曹時報 60 卷 10 号 178 頁 (2008)、同「判批」ジュリスト増刊『最高裁時の判例 6 平成 18～20 年』27 頁 (2010)、原田一明「判批」法学教室 318 号別冊附録『判例セレクト 2006』4 頁 (2007)、野中俊彦「判批」民商法雑誌 136 卷 3 号 348 頁 (2007)、多田一路「判批」法学セミナー 626 号 116 頁 (2007)、上脇博之「判批」法学セミナー増刊『速報判例解説』1 号 9 頁 (2007)、中谷実「判批」判例評論 586 号 2 頁 (2007)、松本剛「判批」行政判例研究会編『平成 18 年行政関係判例解説』115 頁 (ぎょうせい、2008)、木下和朗「判批」熊本法学 117 号 186 頁 (2009) などがある。
- 194) 最大判平成 21 年 9 月 30 日民集 63 卷 7 号 1520 頁。本件評釈には、鎌野真敬「判批」ジュリスト 1395 号 52 頁 (2010)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇平成 21 年度』625 頁 (法曹会、2010)、同「判批」法曹時報 63 卷 7 号 185 頁 (2011)、同「判批」『最高裁時の判例 7 平成 21 年～平成 23 年』40 頁 (2014)、上田健介「判批」ジュリスト臨時増刊 1398 号『平成 21 年度重要判例解説』8 頁 (2010)、岡田信弘「判批」法学教室 353 号別冊附録『判例セレクト 2009』3 頁 (2010)、毛利透「判批」民商法雑誌

誌142巻4=5号450頁(2010)、榎透「判批」法学セミナー661号126頁(2010)、上脇博之「判批」法学セミナー増刊『速報判例解説』6号19頁(2010)、只野雅人「判批」判例評論616号2頁(2010)、吉野内謙志「判批」別冊判例タイムズ29号『平成21年度主要民事判例解説』318頁(2010)、岡本寛「判批」法学74巻3号85頁(2010)、合原理映「判批」千葉商大論集48巻1号101頁(2010)、中岡小名都「判批」法学協会雑誌128巻5号234頁(2011)、吉田俊介「判批」『平成21年行政関係判例解説』26頁(ぎょうせい、2011)などがある。このほか、井上典之「参議院定数訴訟における投票価値の平等—平成21年大法院判決とその含意」ジュリスト1395号31頁(2010)などもある。

195) 最大判平成24年10月17日民集66巻10号3357頁。本件評釈には、岩井伸晃=上村孝由「判批」ジュリスト1457号90頁(2013)、同=同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇平成24年度』676頁(法曹会、2013)、同=同「判批」法曹時報67巻7号242頁(2015)、辻村みよ子「判批」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅱ』〔第6版〕332頁(2013)、新井誠「判批」ジュリスト臨時増刊1453号『平成24年度重要判例解説』8頁(2013)、同「判批」慶大法学研究87巻2号133頁(2014)、榎透「判批」法学セミナー697号128頁(2013)、横山真通「判批」法律のひろば66巻8号51頁(2013)、吉川和宏「判批」判例評論654号2頁(2013)、松原剛史「判批」選挙時報62巻5号1頁(2013)、前裕大志「判批」阪大法学63巻1号187頁(2013)、大竹昭裕「判批」青森法政論叢14号173頁(2013)、只野雅人「判批」法学教室401号別冊附録「判例セレクト2013-1」4頁(2014)、木村弘之亮「判批」自治研究91巻9号122頁(2015)、角井俊文「判批」行政判例研究会編『平成24年行政関係判例解説』16頁(ぎょうせい、2014)などがある。このほか、工藤達朗「参議院議員選挙と投票価値の平等—参議院議員選挙無効請求事件」論究ジュリスト4号92頁(2013)、櫻井智章「参議院『一票の格差』『違憲状態』判決について」甲南法学53巻4号61頁(2013)、青木誠弘「参議院議員定数不均衡訴訟における判断枠組みの変化」宮崎産業経営大学法学論集22巻1=2号1頁(2013)などもある。コンパニオンケースである裁民241号91頁の評釈には、上田健介「判批」法学セミナー増刊『新・判例解説 Watch』12号35頁(2013)などがある。

196) 青木前掲註195) 論文11頁。

197) 最大判平成26年11月26日民集68巻9号1363頁。本件評釈には、岩井伸晃=市原義孝「判批」ジュリスト1476号66頁(2015)、市川正人「判批」ジュリスト臨時増刊1479号『平成26年度重要判例解説』8頁(2015)、高作正博「判批」判例評論680号2頁(2015)、櫻井智章「判批」法学セミナー増刊『新・判例解説 Watch』14号15頁(2015)、中川登志男「判批」専修法研論集56号249頁(2015)、佐々木雅寿「判批」法学教室425号別冊附録『判例セレクト2015-1』3頁(2016)、岩間昭道「判批」自治研究92巻5号136頁(2016)、池田敏雄「判批」判例地方自治404号22頁(2016)などがある。コンパニオンケースである裁民248号69頁の評釈には、斎藤一久「判批」法

学セミナー 721 号 110 頁 (2015) などがある。このほか、高見勝利「国会を追い詰めた最高裁の『違憲状態』判決」世界 865 号 20 頁 (2015)、棟居快行「参議院議員定数配分をめぐる近時の最高裁判例—最高裁平成 26 年 11 月 26 日大法廷判決を中心として」レファレンス 774 号 1 頁 (2015) などもある。

- 198) 櫻井前掲註 197) 評釈 17 頁。棟居前掲註 197) 論文 29 頁同旨。
- 199) 戸松前掲註 115) 書 259 頁。
- 200) 芦部信喜『人権と憲法訴訟』250 頁追記(有斐閣、1994)。初出は法学教室 34 号 6 頁(1983)。
- 201) 松原前掲註 195) 評釈 20 頁。
- 202) 鶴飼前掲註 180) 評釈 2 頁。S・H・E 前掲註 180) 評釈 54 頁同旨。
- 203) 芦部前掲註 200) 書 236 頁。
- 204) 同上 240 頁。
- 205) 芦部前掲註 43) 書 355 頁。芦部前掲註 200) 書 240 頁もほぼ同様のことを繰返し述べている。
- 206) 芦部前掲註 200) 書 241 頁。
- 207) 同上 246 頁。
- 208) 同上 247-248 頁。
- 209) 同上 248 頁。
- 210) 同上 248 頁。
- 211) 同上 248 頁。
- 212) 芦部前掲註 99) 書 80 頁。
- 213) 相川貴文「衆議院議員定数訴訟判決」帝塚山大学論集 51 号 53 頁、60 頁 (1986) は、1 対 2 は「実際にきわめて厳しい基準であって」、「1 対 2.5 程度とするのが適当であろう」とする。
- 214) 樋口陽一『憲法 I』175 頁 (青林書院、1998) [以下、樋口前掲註 214) I 書、と引用]、同『憲法』[第 3 版] 216 頁 (創文社、2007)。同様に、栗城壽夫=戸波江二編『憲法』172 頁 (青林書院、1995) [青柳幸一] も 2 倍説である。
- 215) 初宿正典『憲法 2』[第 3 版] 190-191 頁 (成文堂、2010)。
- 216) 常本前掲註 192) 評釈 124 頁など。
- 217) 辻村前掲註 49) 書 241 頁同旨。岡本前掲註 194) 評釈 91 頁同旨。
- 218) 高野前掲註 138) 評釈 15 頁。

- 219) 伊藤ほか前掲註 38) 座談会 34 頁 [雄川一郎]。
- 220) 新井誠「2013 年参院選と両院制の今後—定数不均衡と『ねじれ国会』の解消とを素材に」法律時報 85 巻 10 号 1 頁、3 頁 (2011)。なお、新井は、続けて、「参議院における『直近の民意』論を後退させ、衆議院の優位論をさらに確立する」と主張するが、憲法は許容しようか。
- 221) 佐藤功「判批」法学セミナー 293 号 14 頁、19 頁 (1979)、大石真『憲法講義 I』〔第 2 版〕97 頁 (有斐閣、2009) など。
- 222) 政治議会調査室・課「参議院の一票の格差・定数は正問題」調査と情報 610 号 1 頁、9-10 頁付表 (2008) によると、確かに、上院を有する国のうち、直接選挙で国民代表であるのは、日本のほか、イタリア、ベルギー、ポーランド、チェコなどに限られる。州代表がアメリカ、オーストラリア、メキシコ、地域代表がスペイン。間接選挙を中心とするのが、フランス、オランダ、アイルランド。任命制が、カナダ、ドイツ、オーストリア、ロシア。そもそも一院制の国も多い。三輪和宏「諸外国の上院の議員定数配分」レファレンス 58 巻 8 号 73 頁 (2008) も参照。
- 223) 君塚正臣編『比較憲法』12 頁 (ミネルヴァ書房、2012) [君塚] が示すように、1963 年憲法調査会の積極的改憲論者 17 名の意見書の「ご都合主義」への非難は相当であった。
- 224) 渋谷秀樹「参議院議員定数配分について」立教法務研究 4 号 1 頁、24 頁同旨 (2011)。なお、参議院の間接選挙制などは憲法改正を伴う主張としてはあり得るが、ボス政治を増長させるだけで、望ましいものとは思えない。
- 225) 高見勝利「参議院のあり方・考」樋口陽一ほか編『国家と自由』161 頁、175 頁 (日本評論社、2004)。
- 226) 山本前掲註 138) II 評釈 26 頁。
- 227) 松井前掲註 140) 書 415 頁。
- 228) 同上 163-164 頁。同書 143 頁が「比例代表制や大選挙区制は、むしろ 15 条 1 項の趣旨に沿わない」とし、同書 142 頁が、参議院議員通常選挙が「2 人以上の選挙区は大選挙区で、しかも国民には 1 票しか投票できない状況は改善されていない」と述べ、同書 277 頁で、日本の「地方の政治制度は、むしろ連邦制度に近いものと考えべき」としていることからすると、各県とも一人区とするのが妥当だと考えていると推察できる。これについては、同書初版 (1999) について、君塚正臣「書評」関西大学法学論集 50 巻 1 号 214 頁、230-233 頁 (2000) が批判した通り、日本国憲法の文言や立憲目的、論理構造、憲法史を超えて、あまりにもアメリカ合衆国の統治構造に依拠し過ぎである。
- 229) 前田寛「議員定数不均衡是正に関する若干の問題」後編 徳山大学論叢 15 号 107 頁、122 頁 (1980)。

- 230) 大隈義和「議員定数問題判決と地域代表制論」ジュリスト 934 号 101 頁、106 頁 (1989)。
- 231) 新井誠「地域の利害 (あるいは感情) と憲法学」法学セミナー 738 号 18 頁 (2016) は、「合区」に批判的な地方紙の記事を紹介する。
- 232) 只野雅人『憲法の基本原理から考える』51 頁 (日本評論社、2006)。
- 233) 福石忍「定数は正と過疎地の嘆き」新聞研究 410 号 31 頁 (1985) 参照。中選挙区時代の衆議院について、是正すると自民党小派閥と社会党の最下位争いになるので、過疎地からは大物保守系議員を出すしか選択肢がなくなっていることを指摘している。同論文 32 頁。
- 234) 茨木俊秀「議員定数の最適配分法」オペレーションズ・リサーチ 26 巻 3 号 51 頁、52 頁表 3 (1981)。
- 235) 山本前掲註 138) I 評釈 858 頁同旨。
- 236) 渋谷前掲註 224) 論文 25 頁。
- 237) 浦部前掲註 154) 書 550 頁。
- 238) 篠原ほか前掲註 52) 座談会 8 頁 [篠原一]。
- 239) 中川前掲註 197) 評釈 269 頁。
- 240) 山本前掲註 138) II 評釈 26 頁。この語について、大林啓吾「一票の格差と選挙制度」論究ジュリスト 13 号 79 頁、80-81 頁 (2015) は、憲法制定当時、貴族院のような階級制に基づく代表と対比する概念であったと指摘する。
- 241) 横尾日出雄「参議院の特殊性と投票価値の平等」CHUKYO LAWYER13 号 27 頁、32 頁 (2010)。
- 242) 同上 35 頁。
- 243) 芦部前掲註 99) 書 79 頁もその余地はありと述べる。
- 244) 辻村前掲註 49) 書 286 頁は、「民選・反省院型」二院制と呼んでいる。
- 245) 川浦前掲註 26) 論文 81 頁表 2 参照。このためか、同じ大都会でも、東京より西日本に属する大阪の方が、2 県合区には否定的な意見が多い (東京 35%、大阪 52%)。朝日新聞 2016 年 6 月 27 日夕刊 10 面。
- 246) 君塚前掲註 177) 論文 5-6 頁など。実際、2016 年通常選挙においても、九州・中国・四国の 13 の一人区のうち、11 を自民党が制した。近畿・北陸の 6 選挙区では全勝した。これに対して、東北・北関東・甲信越・東海の 13 選挙区では 4 勝に止まり、地域差が大きい。但し、以前に比べ自民党の得票率は首都圏で増加している。東京 34.4%、神奈川 34.9%、埼玉 32.3%、千葉 37.8% (何れも比例区)。これは、広島 39.9%、福岡 36.6%、全国平均 35.9% と比べて遜色ない数字である。朝日新聞 2016 年 7 月 12 日朝刊

27 面による。若年層の支持と併せ、2005 年衆議院総選挙 (いわゆる郵政選挙) 以降の傾向である。

247) 粕谷前掲註 35) 論文 99 頁同旨。

248) 川浦前掲註 26) 論文 80 頁。衆議院について、福本潤也 = 小島昌希「中位投票者仮説による公共投資地域間配分の実証分析」土木計画学研究・論文集 19 巻 2 号 173 頁 (2002)、堀内 = 齊藤前掲註 64) 論文 36 頁以下の分析があるほか、小林良彰「議員定数不均衡による民主主義の機能不全」選挙研究 28 巻 2 号 15 頁、17 頁 (2012) は、衆議院について、運輸・通信、農林水産、一般行政、地方自治などの予算増額が過剰代表されていると指摘する。

249) 水田岳志「『一票の格差』と農業保護水準：1976-2006」国際経済 63 巻 91 頁 (2012)。

250) 和田前掲註 156) 論文 27 頁。

251) 伊藤ほか前掲註 38) 座談会 28 頁 [清水馨八郎]。

252) 既に 1984 年に、山本前掲註 138) II 評釈 26 頁がその可能性を指摘していた。

253) なお、念のため。一般的に道州制は、特に日本国憲法を改正せずとも、都道府県を改組するものであり、地方自治法の抜本改正で導入できよう。道州が独自の司法管轄を有し、寧ろ包括政府となり、そこから日本国は一部の権限を移譲される構造となる、アメリカ合衆国における連邦制相当のものを導入するとすると、憲法改正が必要になろう。

254) 樋口前掲註 214) I 書 178 頁同旨。なお、都道府県がほぼ現在の形になったのは香川県が独立した 1888 年とされ、意外と新しい。八幡和郎『消えた都道府県名の謎』(イースト・プレス、2016) など参照。しかし、練馬区の旧大泉村が埼玉県から東京府に移管されたのが 1891 年、多摩地区が神奈川県から東京府に移管されたのが 1893 年、西東京市の旧保谷市が埼玉県から東京府に移管されたのが 1907 年であるなど、1985 年から 2013 年にかけての東京都町田市と神奈川県相模原市の間の度重なる移管まで越境移管は実際に続いている。日本の都道府県は国家主権を法律で分割したものであって、アメリカの州はおろか、ドイツのラントのような固有の独立性を認めることまではできない。

255) 新井前掲註 231) 論文 21 頁は、「一部の地域の住民にのみ自分の都道府県を基盤とする代表選択をできなくさせるのは、どうも納得がいかない」と、投票価値の平等を超えるような論評をしている。2016 年通常選挙後の 7 月 26 日、橋本聖子自民党参議院議員会長が、合区解消を図りたい旨の発言を行った。朝日新聞 2016 年 7 月 27 日朝刊 4 面。また、同 29 日に、全国知事会は合区解消の決議を採択した。同 29 日夕刊 14 面。しかし、これらは県が平穩に独立できる連邦国家の論理のように思えてならない。

256) 安念前掲註 125) 論文 74 頁。

257) 芦部前掲註 12) 書 298-299 頁。初出は国家学会雑誌 71 巻 4 号 59 頁 (1957)。

- 258) 衆議院の小選挙区と参議院のいわゆる一人区はその設置理由が異なり、前者は二大政
 党制による政権交代を基本とする第一院を作るための基盤として導入されたものであ
 ろうし、後者は単に各選挙区に人口比例で定数を配分した結果、たまたま定数2（半数
 改選）となっただけのものであろう。公職選挙法の規定を見ても、衆議院の小選挙区で
 当選した議員が辞職などしても、次点候補が繰上げ当選となることはないが、参議院の
 選挙区で当選した議員が3カ月以内に辞職などをしたときは、次点の候補者が繰上げ当
 選となる（97条2項）。一人区であっても例外ではなく、1998年参議院議員通常選挙後
 に富山選挙区で実際にそのような事態が発生している。また、「参議院議員の任期が終
 わる年において第2期間の初日から参議院議員の任期が終わる日の54日前の日（その
 日後に国会が開会されていた場合は、当該通常選挙の期日の公示の日の直前の国会閉会
 の日）までにこれを行うべき事由が生じた場合は」、補欠選挙を行わず、通常であれば
 次点の候補を任期3年で当選とすることとしている（33条の2第4項）。このような点
 で「小選挙区」とは微妙に異なる。しかし、全体的に見て、その効果が、参議院の一人
 区が小選挙区とほぼ同じであることは言うまでもない。
- 259) 旧聞に属するが、1986年、中曽根政権下の衆参同日選挙の自民党圧勝を素材に、辻村
 前掲註49）書285頁は同様の指摘を行う。
- 260) 早くも、1984年には「南九州と北九州という程度の刻み」の提案がある。篠原ほか前
 掲註52）座談会15頁〔内田健一〕。
- 261) 松原前掲註195）評釈21頁。
- 262) 辻村前掲註49）書242頁。
- 263) 小林前掲註189）評釈21頁。川浦前掲註26）論文82頁同旨。芦部前掲註99）書79頁
 もその余地はであると述べる。
- 264) 吉川前掲註195）評釈4頁。
- 265) アメリカの上院議員は任期6年で2年ごとに3分の1ずつ改選であるため、定数1、1、
 0を繰り返している。このことからすると、このように選挙毎に定数が異なることを認
 めることがおよそ不可能もしくは困難とは思えず、投票価値の平等の要請のためである
 なら、十分検討の余地があろう。しかし、このような制度を実施すると、選挙の度に自
 己の支持する党派に有利な選挙区に居住地を移す「選挙ジプシー」を奨励してしまうと
 の反論もあろう。だが、これまでも目立ったものはなく、この議論を認めるとおよそ補
 欠選挙はできないことになる。仮にそれが認識されても、法技術的に投票を制限するか、
 罰則を設けるかなどにより対応すれば足りよう。
- 266) 市川正人『基本講義憲法』243頁（新世社、2014）、長尾前掲註53）評釈41頁同旨。
- 267) 上田章＝浅野一郎『憲法』446頁（ぎょうせい、1993）〔浅野〕。

- 268) 只野前掲註194) 評釈6頁。
- 269) 横尾前掲註241) 論文47頁も「可能な限り1対1に近づけることを原則」とすべきとするが、「最大で2対1を限度」とするとも述べる。中川登志男「参議院の選挙制度に関する一考察」専修法研論集51号1頁、33-34頁(2012)は、2倍超は違憲だが、それ未満でも採用した選挙制度によっては違憲となり得、「ブロック制や大選挙区制や比例代表制を採る場合は」、「1.1倍や1.2倍といった1倍台前半の最大格差で収まるはずである」と指摘する。
- 270) 常本照樹「議員定数判決の展開」法学教室212号94頁、100頁(1998)。
- 271) この問題については、仲哲生「地方議会の議員定数不均衡と特例選挙区」高知短期大学社会科学論集61号29頁(1991)、市村充章「都道府県議会の議員選挙における選挙区の設定と定数配分」白鷗法学20巻2号9頁(2014)、宍戸常寿「地方議会における一票の較差に関する覚書」高見勝利古稀記念『憲法の基底と憲法論』413頁(信山社、2015)〔以下、宍戸前掲註271) I論文、と引用〕、同「地方議会の一票の較差に関する判例法理」地方自治811号2頁(2015)、富田雅裕「都道府県議会の定数不均衡問題に関する考察」世界と議会570号22頁(2015)など参照。明治維新以降明治憲法下までの沿革については、市村論文36頁以下など参照。戦前の経緯については、稲山博司「議員定数規定沿革(上、中、下)」地方自治431号89頁、433号39頁(1983)、438号67頁(1984)、定数削減問題については、倉持孝司「地方議会の議員定数問題について」修道法学8巻1号197頁(1985)など参照。
- 272) 宍戸前掲註271) I論文419頁など参照。
- 273) 川岸ほか前掲註121) 書250頁〔藤井樹也〕。
- 274) 富田前掲註271) 論文29-30頁。
- 275) 仲前掲註271) 論文32頁。
- 276) 吉岡易「都道府県議会における議員定数配分の不均衡」大石良雄喜寿記念『日本国憲法の再検討』341頁、350頁(嵯峨野書院、1980)。
- 277) 市村前掲註271) 論文24頁。
- 278) 宍戸前掲註271) I論文420頁など参照。
- 279) 木村草太「判批」判例評論683号2頁、5頁(2016)。
- 280) 野中俊彦「判批」判例評論378号31頁、33頁(1990)。
- 281) 最判昭和59年5月17日民集38巻7号721頁。本件評釈には、和田進「判批」ジュリスト820号56頁(1984)、同「判批」芦部信喜ほか編『憲法判例百選Ⅱ』〔第4版〕332頁(2000)、泉徳治「判批」ジュリスト822号66(1984)頁、同「判批」季刊実務民事

- 法8号144頁(1985)、同「判批」法曹時報38巻5号1223頁(1986)〔以下、泉前掲註281〕Ⅲ評釈、と引用]、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇昭和59年度』212頁(法曹会、1989)、清水陸「判批」法学教室48号84頁(1984)、はやし・しうぞう「判批(上、下)」時の法令1218号48頁、1219号52頁(1984)、戸松秀典「判批」臨時増刊838号『平成59年度重要判例解説』(1985)、野中俊彦「判批」民商法雑誌92巻6号850頁(1985)、須藤揮一郎「判批」地方自治447号94頁(1985)、安西文雄「判批」杉原泰雄＝野中俊彦編『新判例マニュアル憲法Ⅰ』222頁(三省堂、2000)、加藤一彦「判批」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅱ』〔第6版〕334頁(2013)などがある。
- 282) 最判昭和62年2月17日判時1243号10頁。本件評釈には、長尾一紘「判批」民商法雑誌97巻4号598頁(1988)、吉田善明「判批」成田頼明＝磯部力編『地方自治判例百選』〔第2版〕68頁(1993)などがある。
- 283) 最判平成3年4月23日民集45巻4号554頁。本件評釈には、高橋利文「判批」ジュリスト1004号76頁(1992)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇平成3年度』268頁(法曹会、1992)、同「判批」法曹時報45巻4号1195頁(1993)、同「判批」ジュリスト増刊『最高裁時の判例1 公法編』94頁(2003)、戸松秀典「判批」判例評論405号15頁(1992)、和田進「判批」法学教室138号別冊附録『判例セレクト'91』9頁(1992)、青野洋士「判批」判例タイムズ821号『平成4年度主要民事判例解説』302頁(1993)、毛利透「判批」佐藤幸治＝土井真一編『判例講義憲法Ⅱ』223頁(悠々社、2010)などがある。
- 284) 最判平成元年12月18日民集43巻12号2139頁。本件評釈には、日笠完治「判批」法学教室116号102頁(1990)、戸松秀典「判批」民商法雑誌103巻2号263頁(1990)、上田豊三「判批」法曹時報42巻3号710頁(1990)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇平成1年度』569頁(法曹会、1990)、武永淳「判批」法学教室126号別冊附録『判例セレクト'90』8頁(1991)などがある。関連して、和田進「兵庫県議会議員定数不均衡是正の取り組み」神戸大学教育学部研究集録86集161頁(1991)も参照。
- 285) 最判平成元年12月21日民集43巻12号2297頁。本件評釈には、上田豊三「判批」ジュリスト953号90頁(1990)、同「判批」法曹時報42巻5号1266頁(1990)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇平成1年度』639頁(法曹会、1990)、同「判批」ジュリスト増刊『最高裁時の判例1 公法編』90頁(2003)、戸松秀典「判批」民商法雑誌103巻2号263頁(1990)、野中前掲註280)評釈などがある。
- 286) 穴戸前掲註271)Ⅰ論文429頁。
- 287) 最判平成5年10月22日民集47巻8号5147頁。本件評釈には、大宮武郎「判批」法学

教室167号116頁(1994)、和田進「判批」民商法雑誌111巻3号474頁(1994)、綿引万里子「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇平成5年度』952頁(法曹会、1994)、同「判批」ジュリスト1065号68頁(1995)、同「判批」法曹時報47巻4号987頁(1995)、同「判批」ジュリスト増刊『最高裁時の判例1 公法編』97頁(2003)、小林武「判批」民商法雑誌111巻6号904頁及び980頁(1995)、赤坂正浩「判批」判例評論433号21頁(1995)などがある。

288) 最判平成7年3月24日判時1526号87頁。本件評釈には、田中館照橘「判批」法令解説資料総覧165号103頁(1995)、榮春彦「判批」判例タイムズ913号『平成7年度主要民事判例解説』326頁(1996)などがある。

289) 最判平成11年1月22日判時1666号32頁。但し、福田博裁判官による反対意見は、「憲法に定める住民とはその選挙区に住所を有する有権者であることはあまりに明らかである上、隣接する中央区(平成7年の国勢調査によれば昼間人口は常住人口の約11倍)、港区(同約5.9倍)等も程度の差こそあれ同一の状況にあるのであり、右のような理由による裁量が認められる余地は極めて小さい」などとして、千代田区を特例選挙区とする理由はないとしている。本件評釈には、日笠完治「判批」ジュリスト1156号104頁(1999)、佐々木雅寿「判批」法学教室234号別冊附録『判例セレクト'99』5頁(2000)、金子順一「判批」判例タイムズ1036号『平成11年度主要民事判例解説』352頁(2000)などがある。

290) 吉岡前掲註276) 論文366頁同旨。

291) 議員定数削減圧力が高まり、上限を決める必要がなくなったからであろう。地方議会議員削減問題については、山谷清志「分権化時代における地方議会」岩手県立大総合政策1巻2号155頁(1999)、丹羽功「地方議会における議員定数の動向」近畿大学法学55巻2号65頁(2007)など参照。

292) 穴戸前掲註271) I論文414頁。

293) 最判平成27年1月15日裁時1620号1頁。本件評釈には、吉田栄司「判批」民商法雑誌151巻2号167頁(2014)、新村とわ「判批」ジュリスト臨時増刊1479号『平成26年度重要判例解説』12頁(2015)、原田一明「判批」法学教室425号別冊附録『判例セレクト2015-1』4頁(2016)、斎藤一久「判批」法学セミナー724号116頁(2015)、木村前掲註279) 評釈などがある。

294) 戸松前掲註283) 評釈17頁。

295) 芦部前掲註99) 書80頁。

296) 同上81頁。野中前掲註280) 評釈34頁もこれを主張する。

297) 長尾前掲註282) 評釈602頁。

- 298) 野中前掲註 280) 評釈 34 頁。
- 299) 富田前掲註 271) 論文 23 頁。
- 300) 宍戸前掲註 271) I 論文 437 頁。
- 301) 長岡徹「地方議会の議員定数不均衡」法と政治 39 巻 4 号 203 頁、204 頁 (1988)。
- 302) 宍戸前掲註 271) I 論文 422 頁。千代田区が特例選挙区であったことは、いわゆる「都議会のドン」と呼ばれる都議の権力の大きな支えであった。
- 303) 同上 438 頁同旨。
- 304) 辻村前掲註 103) 書 500 頁、大隈前掲註 230) 論文 106-107 頁、長岡前掲註 301) 論文 233-234 頁など。
- 305) 福田前掲註 3) 書 168 頁。大江戸の真ん中でべらぼうな議論を通してきたものである。
- 306) 村田尚紀「判批」法学セミナー増刊『新・判例解説 Watch』17 号 31 頁、34 頁 (2015)。
- 307) 木村前掲註 279) 評釈 5 頁。泉前掲註 281) III 評釈 1245 頁同旨。
- 308) 宍戸前掲註 271) I 論文 437 頁。
- 309) 市村前掲註 271) 論文 15 頁。
- 310) 藤本富一「地方議会における定数不均衡」北海学園大学学園論集 66 号 203 頁、210 頁 (1990) 同旨。
- 311) シミュレーションとして、住吉広行「一票の格差を最小にする議員定数の自動決定システム」松商短大論叢 48 号 155 頁 (2000) 参照。
- 312) 公職選挙法 15 条 8 項は、地方議会についてヘア式最大余剰法で定員を定めるべきだとしていると解される。これには、総定数を増やすと特定の選挙区の定数が減少するという「アラバマのパラドクス」を解消できない難点もあるが、訴訟上問題となったことはない。市村前掲註 271) 論文 30 頁。しかし、1990 年国勢調査で総定数を 498 から 502 に変化させると、鳥取県の議席配分は順に 3、2、3、2、3 と変化したという。和田前掲註 156) 論文 29 頁。同様に、大和毅彦「議員定数配分方式について」オペレーション・リサーチ 48 巻 1 号 23 頁、25 頁 (2003) も参照。
- 313) 富田前掲註 271) 論文 30 頁。
- 314) 越路前掲註 182) 評釈 286 頁。
- 315) 朝日新聞 2016 年 5 月 20 日夕刊 1 面。
- 316) 歴史上、アダムス方式、ディーン方式、ヒル方式、ウェブスター方式、ジェファーソン方式がある。一森哲男「投票価値の平等と格差について」日本応用数学会論文誌 19 巻 2 号 17 頁、19-20 頁 (2009) 参照。何が公平かなどを検討したものに、同「緩和

除数方式の比例性と歴史上の 5 方式との関係について」日本オペレーションズ・リサーチ学会和文論文誌 56 巻 1 頁 (2013)、同「Webster 方式の偏りについて：議員定数配分問題」日本応用数理学会論文誌 25 巻 1 号 1 頁 (2015) などがある。2013 年論文 12 頁によると、ウェブスター方式の偏りが最小である。これに対し、白川潤「総選挙における一票の格差の定量化とシミュレーション」法政大学大学院紀要 (理工学・工学研究科編) 55 号 (2014) によると、最も理想値に近いのは、ヒル方式と最大剰余式であると言う。

- 317) 関連して、2016 年参議院通常選挙などから、18 歳選挙権、転居後 3 カ月以内の場合の旧住所地での投票、共通投票所の設置などの改正がなされ、実施された。やればできる。
- 318) 芦部前掲註 12) 書 392 頁は、衆議院で特定の選挙制度を憲法は命じてはいないとしている。ただ、憲法が統治機構の重要部分である選挙制度について、国会に白紙委任したというのも疑問である。対して、上脇博之『政党国家論と憲法学』438 頁 (信山社、1999) などは純粋比例代表制を提唱し、杉原泰雄『国民代表の政治責任』142 頁 (岩波書店、1977) もそれを示唆し、松井前掲註 140) 書 143 頁は逆に小選挙区制を推奨するが、共に極論である。衆議院には、政権選択のため、一党支配にならない程度に小選挙区制を置いた制度が、参議院や地方議会では大選挙区制を軸とする制度が妥当であり、乖離する制度の主張者には大きな立証責任があるという程度であろうか。

[付記] 本稿は、平成 25 年度 -29 年度日本学術振興会科学研究費基盤研究 (C) 一般「司法権・憲法訴訟論の総合構築」(課題番号 25380029) による研究成果の一部である。研究途上・校正中の 2016 年 5 月 21 日にアメリカ憲法判例研究会 (第 3 期) にて、吉川智志氏の米判例研究「党派的ゲリマンダリングの司法判断適合性」に、同年 6 月 18 日に合衆国最高裁判所判例研究会にて、紙谷雅子学習院大学教授の米判例研究「選挙区画変更が人口に関し、最大選挙区と最少選挙区との人口乖離が 10% 以下であるならば、正当性のない区画配分要素が支配的であったことを示す蓋然性を、異議を申し立てた上诉人が立証しないかぎり、違憲とはいえない」に、同月 25 日に日米法学会第 53 回総会にて、東川浩二金沢大学教授の報告「最近のアメリカ選挙法の諸論点」、中村良隆氏の報告「アメリカ合衆国における選挙区割のプロセスの特色」などに触れ、参考になった。本稿では、原則として敬称は略させて頂いた。